あきる野市地域保健福祉計画

（案）

平成 22 年２月４日

目　次（案）

第１章 計画の概要 1

第１節　計画策定の趣旨 1

１　計画策定の背景 1

２　計画策定の目的 2

第２節　計画の性格、位置づけ 3

第３節　計画の期間 4

第４節　国･東京都、社会動向などにみる地域保健福祉の方向性 5

第２章 計画でめざす　あきる野市の地域保健福祉 7

第１節　基本理念 7

第２節　基本的な考え方 8

第３節　分野別の目標 9

第３章 あきる野市における地域保健福祉の状況 10

第１節　あきる野市における現状 10

第２節　これまでの取り組みの検証 14

１　取り組み成果 14

２　あきる野市における分野別課題 19

第４章　施策の概要 25

施策の体系 25

第１節　子どもにかかわる施策 27

１　保育サービスの充実、地域・家庭における子育ての支援 28

２　親と子どもの教育環境づくり 32

３　要保護児童への対応の充実 35

４　子育てを支援する生活環境の整備 38

第２節　障がい者にかかわる施策.....40
１　理解と交流の促進 41
２　自立生活の支援.....42
３　生活行動の支援.....45
４　社会参加の支援.....47
第３節　高齢者にかかわる施策 50
１　介護予防と健康づくり 51
２　多様な社会参加の促進 52
３　高齢者の地域生活への支援 53
４　連携と支え合いの仕組みづくり 54
５　安心して住み続けられる生活環境の整備 55
第４節　健康づくりにかかわる施策 56
１　保健相談センター機能の充実.....57
２　健康づくりの充実 58
３　予防体制の充実.....63
４　保健・医療提供体制の充実 65
第５節　地域福祉にかかわる施策.....67
１　利用しやすいサービス提供の仕組みづくり.....68
２　地域住民がネットワークをつくり、支え合うまちづくり 71
３　誰にとっても安全・安心で、快適な環境づくり 74

第５章　計画の推進 77

第１節　計画の推進体制.....77
１　市民参加による計画の推進 77
２　関係機関及び団体との連携・協働.....77
３　人材の養成・確保 77
第２節　計画の公表・評価 77

資　料　編 79

Ⅰ　参考資料

１　各計画の根拠となる法令条文 81

２　国・東京都、社会動向などにみる地域保健福祉の方向性 83

３　あきる野市の現状 88

Ⅱ　計画の策定体制・経過 114

１　あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会設置要綱 114

２　あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会委員名簿 116

３　あきる野市地域保健福祉計画策定推進プロジェクトチーム設置要領 . 117

４　計画の策定経過 119

５　用語の説明 120

第１章　計画の概要

第１節　計画策定の趣旨

１　計画策定の背景

本市では、平成 12 年３月に、平成 12 年度から平成 21 年度までの 10 か年を計画期間とする「あきる野市地域保健福祉計画」を策定し、各種保健福祉施策を展開してきました。

その後、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、平成 17 年に５年目の見直しを行い、「笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして」を基本理念として、地域の保健福祉の充実に努めてきました。

この５年の間

■各分野の制度改正・整備が進む一方で、自らの予防努力も重視されてきています。

介護保険制度改正や高齢者医療制度改革、障害者自立支援法の施行、「健康日本 21」や健康増進法の成立など、各分野の制度改正・整備が進められました。生活習慣病の予防、介護予防、社会での自立など、各人が自ら取り組むといった機運も高まりつつあります。 市もこれらに合わせて、分野別の各種計画を新たに策定し、市民自らの努力を促すなどの取り組みを進めてきました。

■自立と社会参加に向け、誰もが暮らしやすい環境整備が進められています。

バリアフリー新法の制定、障害者雇用促進法の改正など、誰もが当たり前にまちで生活できる、自立と社会参加に向けた環境整備が、ハード面・ソフト面ともに進められています。

■社会状況の変化により、保健福祉ニーズは一層多様化しています。

制度・環境が整備される一方、少子高齢化や核家族化、働く女性の増加による家庭環境の変化、コミュニティの希薄化、経済状況の悪化などを背景に、ニーズの多様化が進み、軽易な手助けなど、制度では拾いきれないニーズや人々が増えつつあります。

■保健福祉サービスの充実とともに、地域の中で支え合う体制・仕組みづくりが求められています。

必要なサービスが適切に利用・選択できるよう、総合的な保健福祉サービスの充実や基盤整備、相談・情報提供体制づくりを進めてきました。しかし、ニーズが多様化する中、すべてを公的福祉サービスで対応することは困難であり、市民・事業者・行政などが協働し「地域の中で支え合う体制・仕組みづくり」を進めることが重要となっています。

2　計画策定の目的

上記のような背景のもと、本計画は、児童、障がい者、高齢者をはじめ、すべての市民が住み慣れた地域で健康で安心して暮らし、いきいきと活動していけるように、本市における保健福祉施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

第２節　計画の性格、位置づけ

「地域保健福祉計画」は、あきる野市の総合的なまちづくりの方針を示す「総合計画」の基本構想に則り、その基本計画を補完するもので、あきる野市における保健・福祉に関する総合的な指針となるものです。

本計画は、社会福祉法に定める「地域福祉計画」、次世代育成支援対策推進法に定める「行動計画」、障害者基本法に定める「障害者計画」、老人福祉法・介護保険法に定める「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、健康増進法に定める「健康増進計画」の内容を包含し、また、あきる野市社会福祉協議会が策定した「あきる野市地域福祉活動計画」とも相互に連携を図っています。

《地域保健福祉計画の位置づけ》

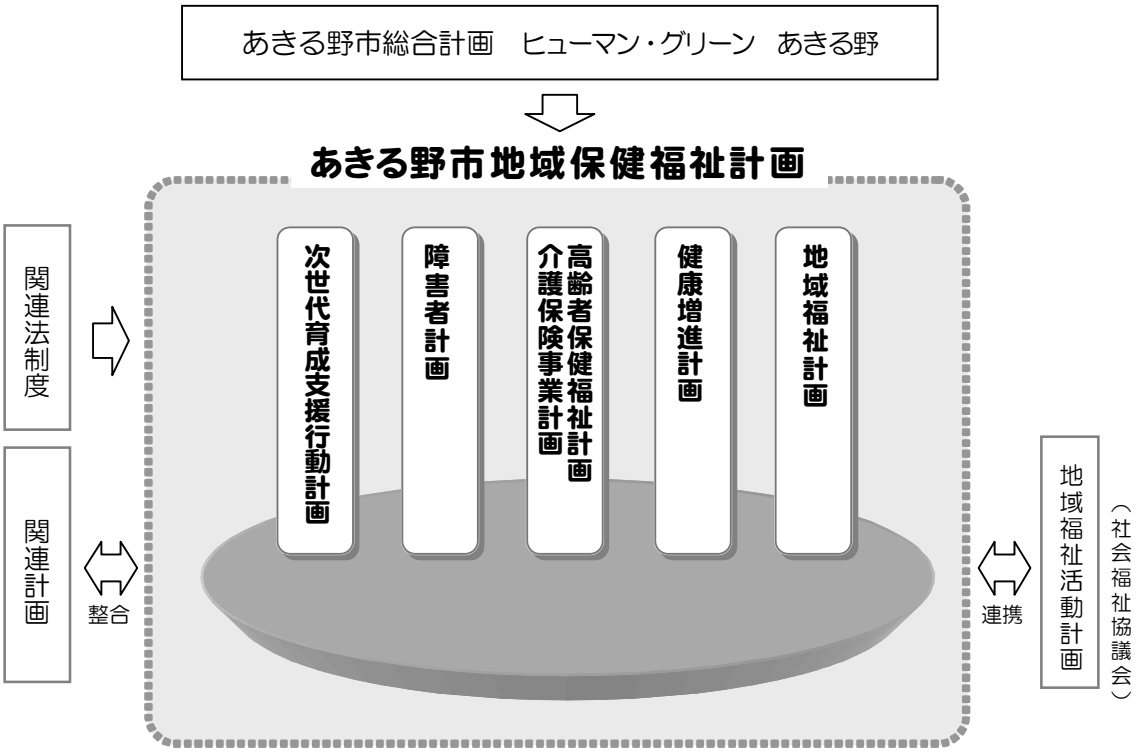

第３節　計画の期間

この計画の期間は、平成２２年度（2010 年度）から平成２６年度（2014年度）までの５か年とします。

ただし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

《参考：各計画の計画期間》

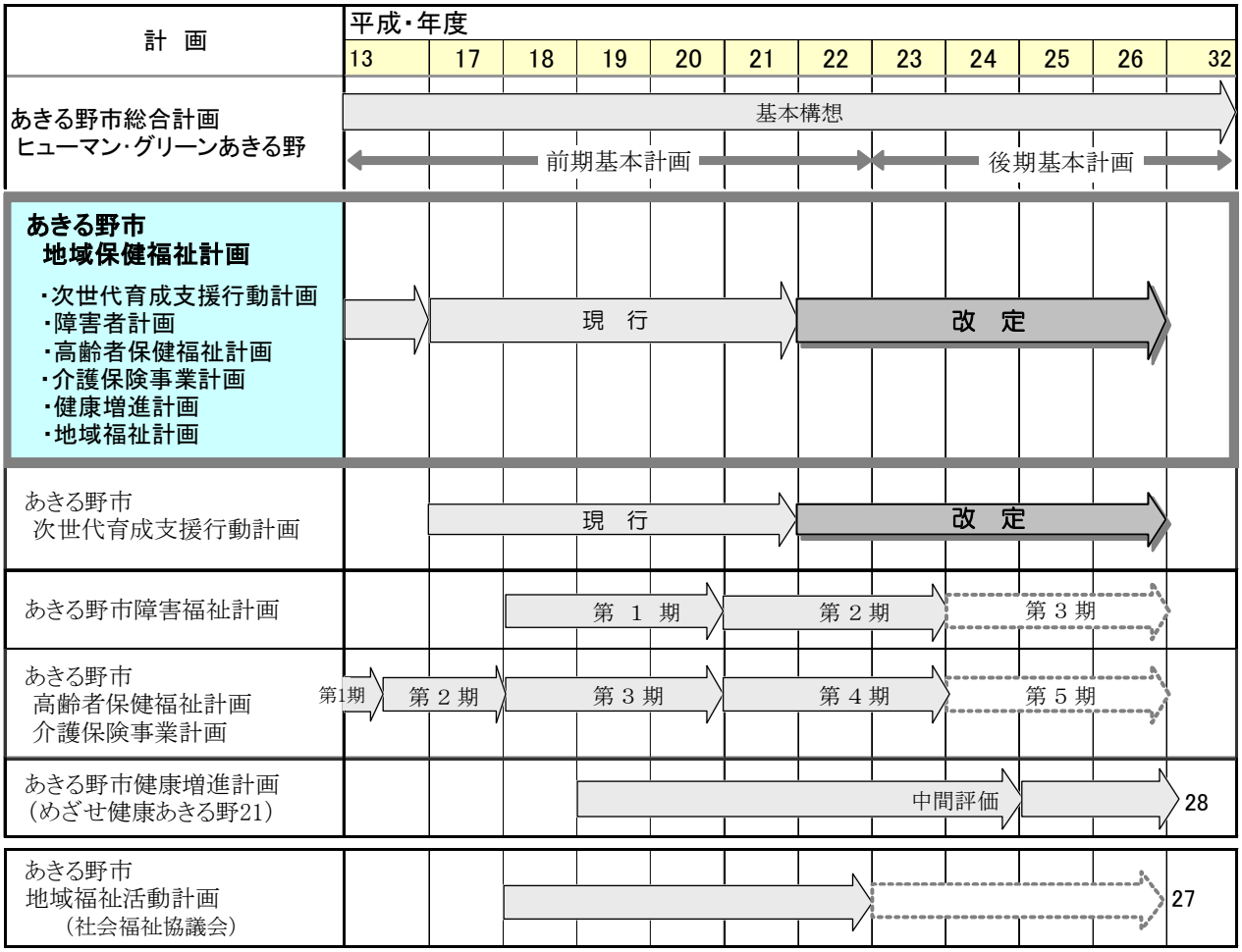

第４節　国・東京都、社会動向などにみる地域保健福祉の方向性

国や東京都の制度・計画、社会動向等を、子ども、障がい者、高齢者、健康づくり、地域福祉分野を横断的に整理した結果、本計画でめざすべき地域保健福祉の方向性として、以下が浮かびあがりました。（資料編参照）

■社会全般の動向

・分野別の制度改正・整備が進む一方で、市民自らの予防努力も重視
・自立と社会参加に向け、誰もが暮らしやすい環境整備を推進
・社会状況の変化を受け、保健福祉ニーズは一層多様化
・地域の中で支え合う体制・仕組みづくりが重要に

■子どもをめぐる動向

○次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成へ
○仕事と生活の調和の実現、包括的な次世代育成支援の枠組みの構築へ
○子どもたちがのびのび育ち、楽しく子育てができる環境づくりへ

■障がい者をめぐる動向

○障がいの種別にかかわらず、サービスを一元的・利用者本位で提供する制度へ
○障がいの有無にかかわらず、国民誰もが互いに支え合い、人権を尊重され、社会の一員として活動する社会へ
○障がいのある方が安心して暮らし、当たり前に働き、障がいをもつ人ともたない人が、支え合いながら暮らす地域社会の実現へ

《国・東京都、社会動向などに見る地域保健福祉の方向性》

■人権が尊重され、共に生きる地域づくり
■市民が自立・努力の意識をもつ地域づくり
■地域の中で互いに支え合う仕組み、環境が整った地域づくり
■利用者本位・地域密着型のサービスが提供される地域づくり
■必要に応じて、必要な人がサービスを利用できる地域づくり
■災害時なども安全に避難できる地域づくり
■社会参加・自己実現できる環境が整っている地域づくり

■健康づくりをめぐる動向

○生活習慣病対策、中高年の健康づくりの強化へ
○具体的な目標数値を有する国民の健康づくり運動の展開へ
○生活習慣病と寝たきりの予防をめざす健康づくりへ
○「ふれあい いきがい 元気なまち」をめざしてみんなで取り組むために

■高齢者をめぐる動向

○介護予防を重視したシステムへの転換、地域密着型サービスへ
○医療制度改革による、後期高齢者医療制度の創設
○高齢者の自立と尊厳を支える社会の実現へ
○高齢者が地域の中で自立し安心して生活し、地域の一員として豊かな知識･経験を発揮できる社会へ

■地域福祉をめぐる動向

○住民と行政の協働による新しい福祉へ
○災害時など緊急時に要援護者へ対応できる体制づくりへ
○主体的に生活できる社会を構築し、「新しい自立」の実現へ

第２章　計画でめざす あきる野市の地域保健福祉

第１節　基本理念

市民・事業者・行政が協働して、市民一人ひとりの状況に応じた保健福祉サービスを総合的に展開することにより、すべての市民が安心して暮らすことができる生活環境を創っていきます。また、市民自らが積極的に地域社会に参加し、誰もが生きがいを持ちながら、笑顔あふれる生活をおくることができる保健福祉都市をめざします。

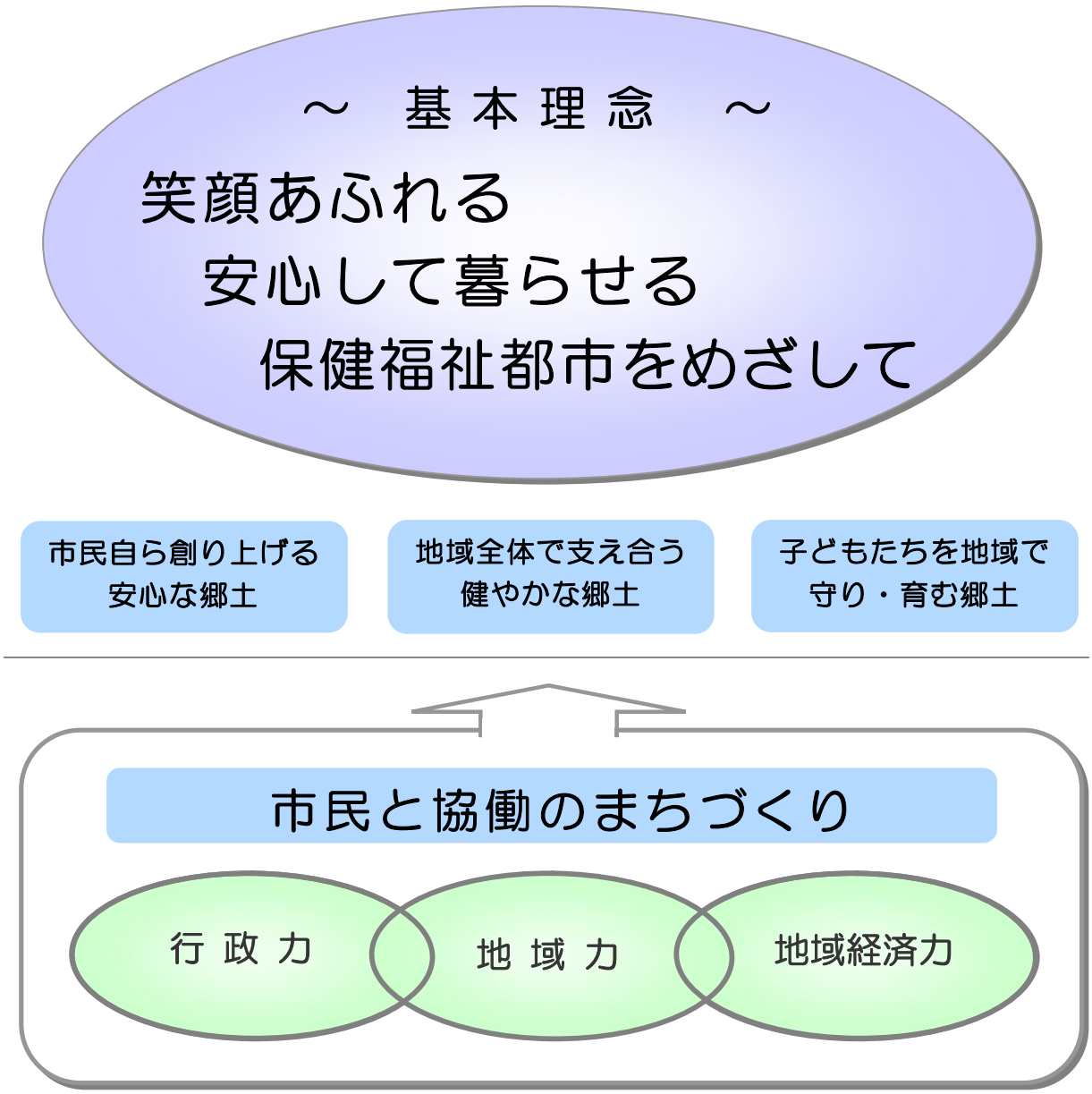

第２節　基本的な考え方

1　市民一人ひとりの人間性を尊重します

市民誰もがひとりの“人”として尊重され、一人ひとりの価値観と自己決定が大切にされ、お互いを理解しあい、いきいきとその人らしい暮らしを営めるような地域づくりをめざします。

2　すべての市民の自立と社会参加を促進します

市民一人ひとりが、自らの意思で、意欲と能力に応じて主体的に社会参加ができ、自己を実現し、生きがいを持ちながら生涯を有意義に過ごすことができる地域づくりをめざします。

3　参画と協働による健康福祉のまちづくりを進めます

豊かな自然と歴史に育まれ、温かい地域社会・人と人とのつながりがあきる野には生きています。市民はサービスの受け手であるとともに、担い手・支え手にもなります。市民・地域・各種活動組織・行政が一体となって、支え合いのネットワークを広げながら、市民が主役となる健康福祉のまちづくりをめざします。

4　住み慣れた地域で生活し続けられるよう、総合的な保健福祉サービスを提供します

市民誰もが家族や周囲の人々とのつながりを大切にしながら、住み慣れた地域で生活し続けられるよう、必要とする人に必要な保健福祉サービスが提供される地域づくりをめざします。

5　安全・安心のまちづくりをめざします

児童の登下校時の見守り活動や、災害時に備えた要援護者の把握、支援などに関する取り組みを、市民・行政・関係機関が協働で推進し、安全で安心なまちづくりをめざします。

6　保健福祉の基盤整備を進めます

サービス内容の拡充や質の向上、市民の利便性に配慮した施設配置、供給体制の整備、住宅・教育・都市計画など、あらゆる分野へ保健福祉の視点をとり入れた、誰もが暮らしやすいまちづくりをめざします。

第３節　分野別の目標

「子ども」「障がい者」「高齢者」「健康づくり」「地域福祉」の各分野について、以下のような目標のもとに施策を展開し、基本理念である「笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市」の実現をめざします。

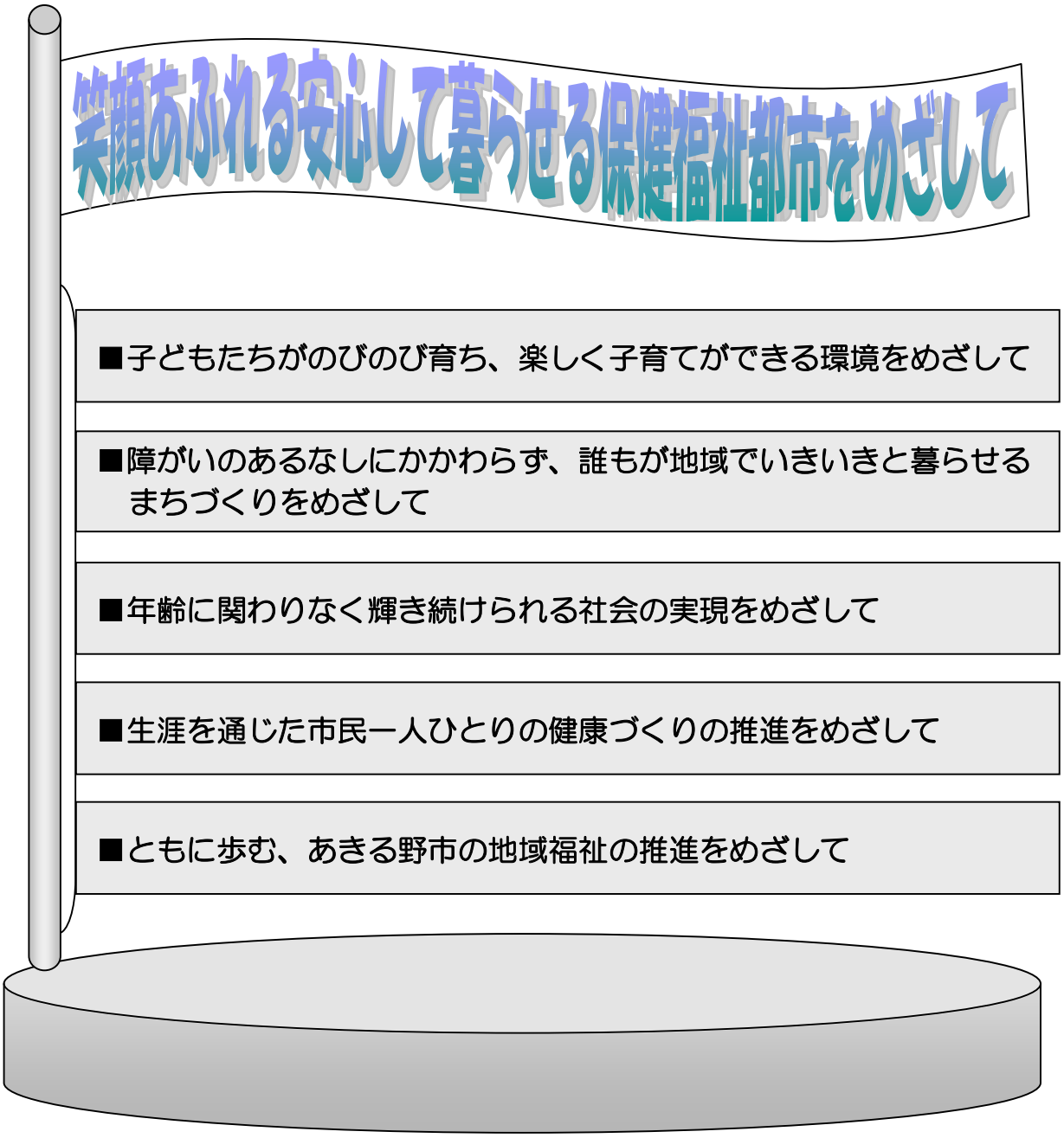

第３章　あきる野市における地域保健福祉の状況

第１節　あきる野市における現状

■人口の状況

・人口はほぼ横ばいです。増加率は多摩地区・東京都を下回ります。（図１）

・高齢化率がやや高めです。東京都・多摩地区平均を2.3ポイント上回っています。(図2）

■子どもをめぐる状況

・子どもの割合が比較的高めです。あきる野市の14歳以下の人口割合が14.4%で(図2)、多摩地区の13.2%、東京都全体の11.8%を上回ります。

・合計特殊出生率は1.29で、多摩地区1.20を上回りますが、全国1.37を下回っています。（図３）

＜施設・サービス利用状況＞

・幼稚園の入園児童数は、毎年減少しています。

・保育園の入所児童数は年々増加、待機児童数は40人前後で推移しています。（図４）

・学童クラブの入会児童数は年々増加し、待機児童数も増加しています。

・子ども家庭支援センターでの相談件数、子育て講座の参加人数ともに増えています。

・ファミリー・サポート・センターの依頼会員・提供会員とも増加し、活動件数も増加しています。

■障がい者をめぐる状況

・障がいのある方は3,101人で、市民の約3.8%に当たり、年々増加傾向です。（図５）

・身体障がいのある方が2,300人と最も多く、うち1,322人が肢体不自由です。　（図5、図6）

・知的障がいのある方は504人です（図５）。４度（軽度）の方の増加が顕著です。

・精神障がいのある方は297人で増加傾向にあります（図５）。自立支援医療費制度の対象者も年々増加しています。

＜サービスの利用状況＞

・障害福祉サービス：利用者は年々増加傾向にあり、訪問系サービス、日中活動系サービス及び居住系サービスとも今後も増加することを見込んでいます。

・地域生活支援事業におけるサービス：特に移動支援事業の利用者は、今後増加することを見込んでいます。

※障害者自立支援法の施行により、上記にあげたサービスについては、現在、別途障害福祉計画の中で事業計画を立てています（平成21年３月策定）。詳細は、そちらをご参照ください。

図１　あきる野市の人口の推移

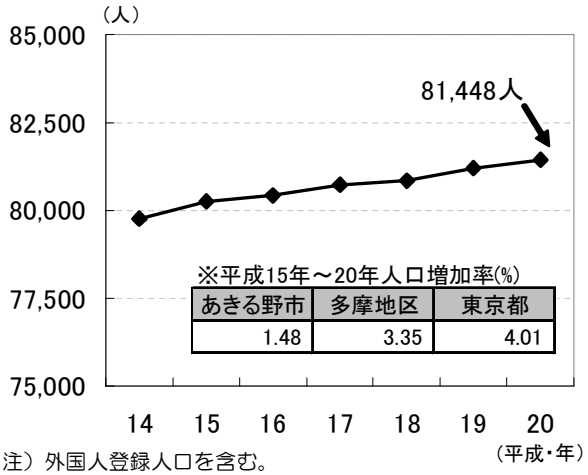

※平成15年～20年人口増加率(%)

あきる野市	多摩地区	東京都
1.48	3.35	4.01

注）外国人登録人口を含む。
資料）東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」
（各年 10月１日現在）

図２　年齢３区分別人口割合の比較

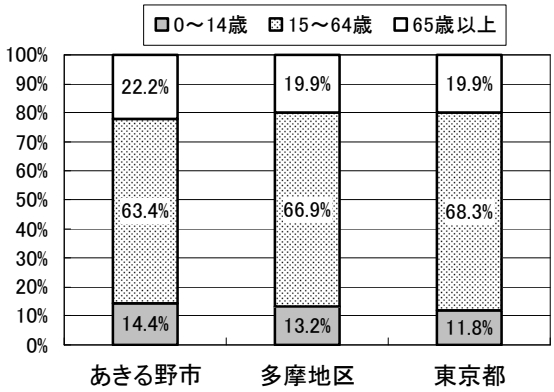

注）四捨五入をした数値のため、合計は 100%になりません。
資料）東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」
（平成 21 年１月１日現在）

図３　合計特殊出生率の推移

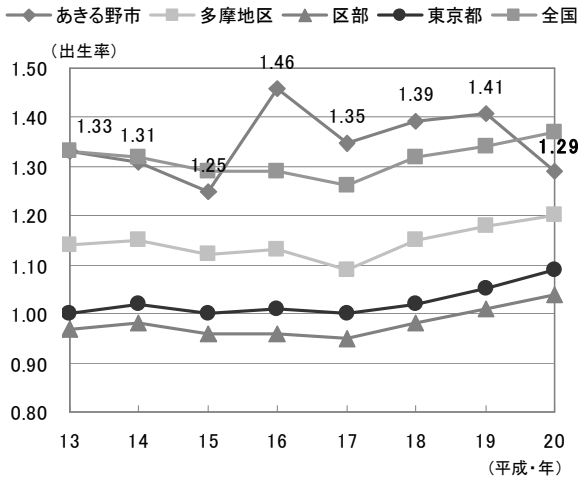

資料）全国：厚生労働省「人口動態統計」（各年 確定値）
上記以外：東京都「人口動態統計年報」（各年 確定数）

図４　保育園入所・待機児童数の推移

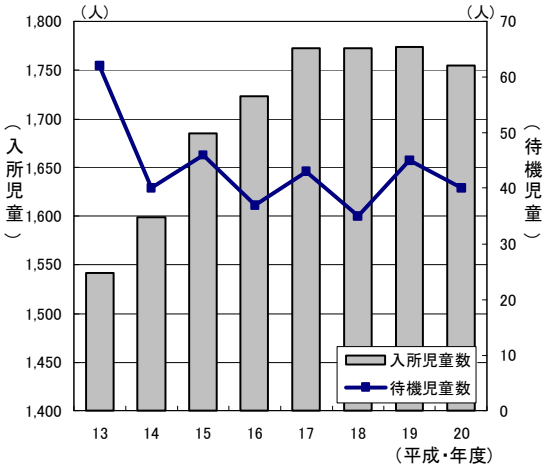

注）保育園入所児童数：各年度３月１日現在
保育園待機児童数：各年度４月１日現在
資料）児童課（各年 10月１日現在）

図５　障がい者数の推移

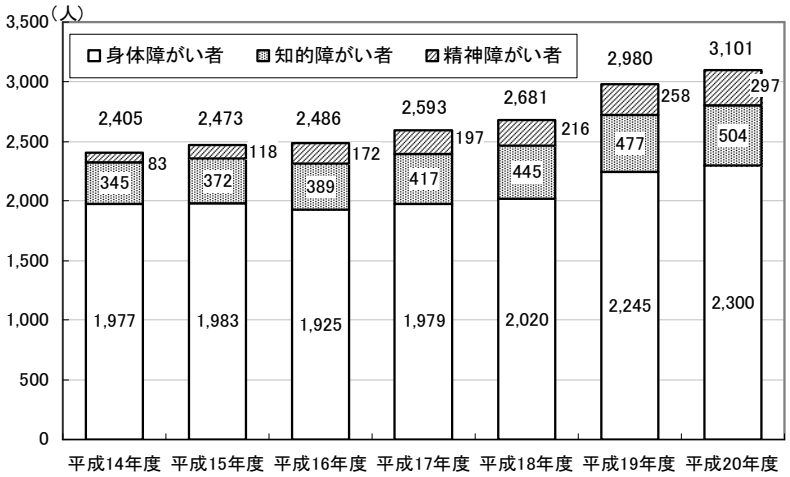

注）障がい者数は、手帳所持者数
資料）障がい者支援課（各年度末現在）

図６　障がい種別（身体障がい）

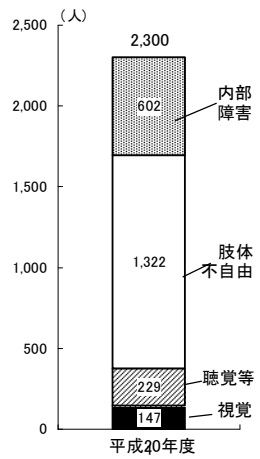

注）資料）同左

■高齢者をめぐる状況

・65 歳以上の高齢者のいる世帯は増加しており、高齢者単身世帯が増加しています。(図７)

・平成２０年１０月の要介護（要支援）認定者は2,１６７人と、平成１２年から２倍以上増加しました。

■健康づくりをめぐる状況

・胃がん、大腸がん、肺がん検診の受診率は、13%から16%と低くなっています。(図８)

・乳幼児健康診査の受診率は95%程度を維持しています（図９）。母親学級等講座の参加者は、増加傾向にあります。

・制度等の変更に則しながら、各種検診、相談事業等や予防接種を実施しています。

・急病患者の利便を図るため、医科の休日・準夜診療、歯科の休日診療が行われています。

■地域福祉をめぐる状況

・70 名の民生委員・児童委員が、年間でおよそ3,500 件の相談・支援を実施しています。（図１０）

・社会福祉協議会の活動では、町内会・自治会単位に設置された、ふれあい福祉委員会（82 委員会）が地域活動をしています。

・社会福祉協議会が行う公的サービスを補完する有償家事援助サービスの利用が、再び増加傾向にあります。

・アンケート結果では、ボランティアの輪を広げるために必要なこととして、「ボランティアをしたい人のための情報提供の充実」「ボランティアを必要とする人、したい人を結ぶ仕組みをつくる」ことへの要望が高くみられます。（図１１）

・社会福祉協議会が指定管理者として運営を行う秋川ふれあいセンター内では、ボランティアコーナーの設置、ボランテイアルームの貸出し、コーディネーターの配置など、ボランティア活動の支援体制が整っています。

図７　高齢者のいる世帯構成の動向

年	全世帯	65歳以上高齢者のいる世帯			
		総数	高齢者単身	高齢者夫婦	その他
平成 2年	20,598	5,008	483	917	3,608
平成 7年	23,129	6,288	756	1,273	4,259
平成12年	25,654	7,760	1,099	1,915	4,746
平成17年	27,570	9,596	1,499	2,897	5,200
平成21年	32,000	11,100	1,700	3,300	6,100

注）平成 21 年の値のみ、推定数値
資料）総務省統計局「国勢調査報告」（各年 10 月１日現在）

図８　がん検診受診率

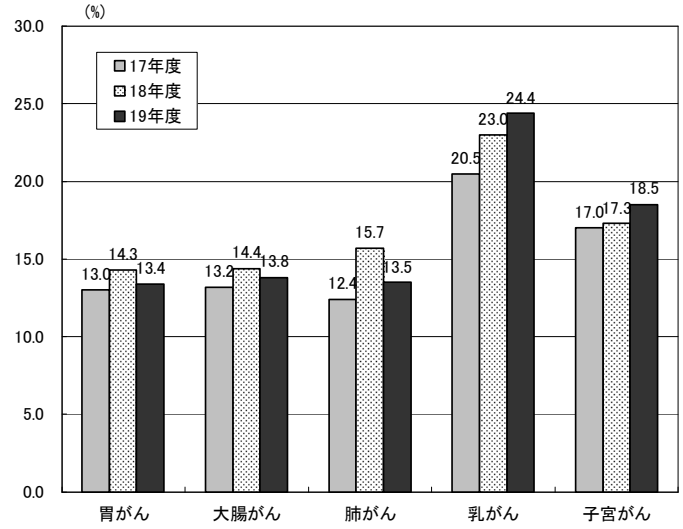

資料）健康課

図９　乳幼児健診の受診率

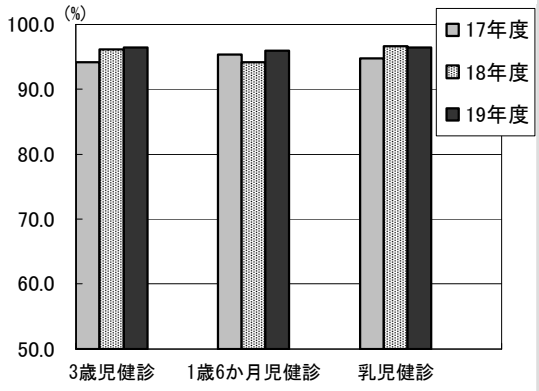

資料）健康課

図 10　民生委員・児童委員の活動状況

相談内容	相談件数		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
高齢者に関すること	1,099	1,104	1,266
障がい者に関すること	208	170	215
子どもに関すること	1,276	1,112	1,660
その他	501	290	335
計	3,084	2,676	3,476

資料）生活福祉課

図 11　ボランティアの輪を広げていくために必要なこと

選択肢	割合
ボランティア活動をしたい人のための情報提供を充実させる	47%
ボランティア活動をしたい人のための相談窓口を提供する	18%
ボランティア活動の拠点となる場所を提供する	19%
ボランティアを必要とする人、したい人とを結ぶ仕組みをつくる	45%
ボランティア研修を開催するなど普及啓発（積極的な呼びかけ）を行う	16%
ボランティアに経済的負担がかからないように、交通費などの実費を援助する	32%
企業のボランティア休暇制度を社会に広める	7%
学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う	27%
地域での子どもや家族ぐるみのボランティア活動を充実させる	22%
その他（具体的に：　　）	1%
無回答	10%
回答者数	100%

資料）あきる野市地域保健福祉アンケート調査（平成21 年実施・回答者数562 名）

第２節　これまでの取り組みの検証

１　取り組み成果

■子どもに関する取り組み成果

子ども家庭支援センターを設置しました

●平成１４年度に地域における子どもと家庭に関する支援ネットワークの中核的な拠点として開設され、平成１８年度より、これまでのセンターから、虐待防止等の機能の一部を担う「先駆型」の子ども家庭支援センターに移行しました。

ファミリー・サポート・センターを開設しました

●育児の援助をしたい方（提供会員）と、育児の援助をしてほしい方（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織です。平成 18 年１月から活動を開始し、依頼会員・提供会員とも増加し、活動件数も増加しています。

子どもたちの安全を守る取り組みが行われています

●平成 18 年度から「あきる野市地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業」が実施され、地域と連携して、学校安全に取り組んでいます。

■ 障がい者に関する取り組み成果

障がい者福祉の拠点を設置しました

●秋川健康会館内に、相談支援事業所、地域活動支援センター、障がい者地域自立生活支援センターを設置し、障がい者福祉の拠点としました。

地域自立支援協議会を設置しました

●地域自立支援協議会を設置し、地域の課題を整理しながら、障がい福祉に関する方策を協議する場を設けました。

ふれあい・交流の場を設けました

●障がい者地域自立生活支援センターあすくや生活支援センターフィレでは、さまざまなイベントを実施し、障がい者の交流の場を設けました。

相談体制をより充実させました

●身体障害者相談員・知的障害者相談員、民生委員・児童委員の連携や相談支援事業所の活用、保健所などとの連携を強化し、相談体制を充実させました。

■高齢者に関する取り組み成果

地域包括支援センターを２か所設置しました

●地域包括支援センターを、秋川地区に「高齢者はつらつセンター」、五日市地区に「五日市はつらつセンター」という名称で設置しました。地域包括支援センターでは、高齢者など地域住民の保健医療の向上、福祉の増進、虐待防止、介護予防マネジメントなどを行っています。

地域イキイキ元気づくり事業を実施しています

●住み慣れた地域において、市民の交流を通じて介護予防や健康づくりの推進を図ることを目的に「地域イキイキ元気づくり事業」を実施しています。この事業は、月１回、身近な地区の会館等で季節に応じた行事を取り入れながら、血圧測定、体操、レクリエーション、健康に関する話などを行っています。

ふるさと農援隊事業を実施しています

●ふるさと農援隊は、秋川地区、五日市地区の両地区において農業者以外の高齢者が野菜栽培等を通して自然にふれ合い、健康増進を図ることを目的に事業を実施しています。

■健康づくりに関する取り組み成果

「あきる野市健康増進計画」を策定しました

●健康増進法に基づく地方計画に当たる「めざせ健康あきる野 21」を、市民との協働で平成18年度に策定しました。

平成 19 年度にはウォーキングコースを中心としたふれあいマップを作成するとともに、マップの活用、市民同士のふれあい、また、生活習慣病の予防対策の一つとして、運動習慣を身につけてもらうために、毎月21日のふれあいウォークを定着化させ実施しています。平成20年度には、食育推進の一つとして、地産地消を目指した簡単料理レシピを募集し、受賞した料理レシピの料理講習会を地域に出向いて実施しています。これらの事業は、すべて市民との協働で実施しています。

健康づくり研修会を実施しています

●地域での健康づくり、健康的な食生活を推進するための研修会を実施しています。また、町内会・自治会、サークル等が主体となって行う地域での健康づくり活動の企画、運営の支援を行っています。

母子手帳交付時に保健師が面接しています

●保健師の面接により、妊婦健康診査の受け方や妊娠中の過ごし方、母親学級の受講勧奨、新生児訪問をはじめとした事業案内など、出産に向けてのきめ細かい支援を行っています。

休日・準夜診療を実施しています

●医師会、歯科医師会の協力を得て休日診療・休日準夜診療・歯科休日診療を実施しています。

■地域福祉に関する取り組み成果

民生委員･児童委員がきめ細かく活動しています

●地域で援助を必要とする方の生活相談、助言、要援護者の情報収集など、きめ細かい相談・支援活動を行っています。

秋川ふれあいセンターを地域福祉のまちづくりを推進するための拠点として活用しています

●秋川ふれあいセンターをボランティア活動、地域福祉のまちづくりの拠点として位置づけ、活動の推進を図るため、平成２１年度より指定管理者制度による運営に移行しました。

社会福祉協議会の活動を支援しています

ふれあい福祉委員会

●社会福祉協議会が町内会・自治会を単位に「ふれあい福祉委員会」を設置し、声かけ・見守り活動等の様々な地域福祉活動を推進しています。

２　あきる野市における分野別課題

現況の取り組みを検証し、また、今回実施したアンケート・既往調査を踏まえ、分野別に課題を整理すると以下のとおりです。

■子どもをめぐる課題

【保育サービスの充実、地域、家庭における子育ての支援】

・保育ニーズの多様化への対応

・潜在的保育ニーズへの対応

・地域の支援の充実

・育児の悩みについての総合的な相談体制の充実

・ファミリー・サポート・センターの周知・援助者の確保

・出産や子育てに関する経済的な負担の軽減

【親と子どもの教育環境づくり】

・次代の親の教育

・子どもの生きる力の育成

【子育てを支援する生活環境の整備】

・子育てにふさわしい住宅・まちの環境づくり

・公園・遊び場の整備・提供の検討

・バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

・交通安全対策の充実など、子どもの安全の確保

■障がい者をめぐる課題

【理解と交流の促進】

・市民一人ひとりが障がい者等の困難を自らの問題として認識し、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」の実現

【自立生活の支援】

・未就学の障がい児の親の行き場所、相談場所の確保

・障がい者の相談先の充実・申請等の支援

・情報入手･周知手段の充実

【生活行動の支援】

・障がい児教育の充実

・交流の場づくり

・小規模作業所等の新体系サービスへの移行

・子どもの移動支援の拡充

・バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

・災害時の安全や避難場所の確保

【社会参加の支援】

・就労支援

・余暇活動・生涯学習活動の拡充

・当事者団体の若い会員の加入

【その他】

・各種の地域生活支援サービスの充実や、日中活動の場・暮らしの場の確保

■高齢者をめぐる課題

【介護予防と健康づくり】

・地域における介護予防や健康づくり事業の推進

・効果的な介護予防事業の推進

・運動習慣の定着や生活習慣の改善の支援

【多様な社会参加の促進】

・地域社会への参加・協力

・高齢者の経験や能力を生かした積極的な参加

・ボランティア活動や高齢者クラブなどの団体活動を通じた社会参加事業の支援

・地域福祉活動の推進

【要支援・要介護高齢者への支援】

・介護保険制度の周知や利用に関する相談体制の充実

・在宅支援の充実

【連携と支え合いの仕組みづくり】

・介護者の負担を軽減する方策や相談体制、介護方法の研修などの支援

・高齢者とその家族を地域で支えていくための仕組みづくりの推進

【保健福祉基盤整備と住まいの支援】

・障害を感じることなく、円滑に移動や活動ができる環境づくり

・安心して生活が継続できるような支援

■健康づくりをめぐる課題

【保健相談センター機能の充実】

・施設活用の整備

・心身の健康について相談できる体制づくり

【生涯を通じた健康づくり】

・乳幼児健康診査の受診率の維持、母子保健事業の周知、母親学級等講座への参加促進

・検診受診率の向上

・健康教育、健康相談の充実

・健康づくり市民推進委員など、地域の健康推進リーダーの発掘･育成･サポート

・関係機関との連携による食育の推進

・心の健康づくりを実施する組織・体制づくり

【予防体制の充実】

・感染症の「り患」「流行」の予防体制づくり

【保健・医療提供体制の充実】

・かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の推進

・公立阿伎留医療センターの診療体制の整備

・保健事業や、休日医療を含む医療体制の充実

・健康増進のための関係機関の連携、施設活用の促進

・情報提供の充実

■地域福祉をめぐる課題

【利用しやすいサービス提供の仕組みづくり】

・情報を的確に、情報を必要とする市民に届ける方法の充実

・総合的な相談窓口の整備

・成年後見制度への取り組み

・地域包括支援センターの周知

・社会福祉従事者の専門性の向上

【地域住民がネットワークをつくり、支え合うまちづくり】

・声かけ・見守り活動の活性化

・地域の交流活動などのきっかけづくりや、ふれあいの場づくり

・防災・安心地域委員会、ふれあい福祉委員会の周知

・ボランテイア・ＮＰＯ活動支援、場の提供

・ボランティアのきっかけづくり

・ボランティア活動に関する情報提供、必要な人-したい人を結ぶ仕組みづくり

【誰にとっても安全・安心で、快適な環境づくり】

・バリアフリー新法に基づく基本構想の策定

・道路の段差解消

・要援護者の情報の把握に際して、個人情報保護に対する共通認識づくり

・要援護者の把握と災害時要援護者の支援体制づくり

【その他】

・社会福祉協議会の周知

・社会福祉協議会の在宅サービスの充実

・ボランティア活動の推進

第４章　施策の概要

施策の体系

	中項目	小項目
子どもにかかわる施策	1 保育サービスの充実、地域・家庭における子育ての支援	（1）子育て支援サービスの充実
		（2）保育サービスの充実
		（3）子育て支援のネットワークづくり
		（4）仕事と子育ての両立支援の推進
	2 親と子どもの教育環境づくり	（1）次代の親の教育
		（2）子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備
	3 要保護児童への対応の充実	（1）児童虐待防止対策の充実
		（2）ひとり親家庭等への支援の充実
		（3）障がい児施策の充実
	4 子育てを支援する生活環境の整備	（1）良好な居住環境の整備
		（2）子ども等の安全の確保
障がい者にかかわる施策	1 理解と交流の促進	（1）障がい理解のための啓発活動・交流の促進
	2 自立生活の支援	（1）情報提供・相談支援体制の充実
		（2）在宅支援サービスの充実
		（3）コミュニケーション支援の充実
		（4）暮らしや生活の場の確保
		（5）権利擁護のための支援
	3 生活行動の支援	（1）一人ひとりのニーズに応じた教育の推進
		（2）日中活動の場の確保
		（3）生活活動範囲の拡大・外出の支援
		（4）緊急時対策、安全な避難場所の確保
	4 社会参加の支援	（1）就労の支援
		（2）余暇活動・生涯学習活動への支援
		（3）当事者活動の支援

	中項目	小項目
高齢者にかかわる施策	1 介護予防と健康づくり	（1）介護予防の推進
		（2）健康づくりへの支援
	2 多様な社会参加の促進	（1）就業への支援
		（2）社会参加への支援
	3 高齢者の地域生活への支援	（1）介護保険サービスの充実
		（2）福祉サービスの充実
	4 連携と支え合いの仕組みづくり	（1）支え合いの仕組みづくり
		（2）相談体制の充実
	5 安心して住み続けられる生活環境の整備	（1）生活環境の整備と支援
健康づくりにかかわる施策	1 保健相談センター機能の充実	（1）保健相談センター機能の充実
	2 健康づくりの充実	（1）母と子の健康の維持・増進
		（2）学童期・思春期の健康づくりの支援
		（3）成人期の健康づくり
		（4）地域からの健康づくり
		（5）食育の推進
		（6）心の健康づくり
	3 予防体制の充実	（1）予防接種の実施
		（2）高齢者の予防接種
		（3）感染症予防・危機管理体制の整備
		（4）薬物乱用防止対策の推進
	4 保健・医療提供体制の充実	（1）医療サービスの推進・充実
		（2）献血の推進
		（3）情報提供・広報活動の充実
地域福祉にかかわる施策	1 利用しやすいサービス提供の仕組みづくり	（1）必要な人に届く情報提供の仕組みづくり
		（2）いつでも気軽に相談できる相談支援の仕組みづくり
		（3）サービス評価の仕組みづくり
		（4）苦情解決、権利擁護の仕組みづくり
		（5）必要なサービスを利用できる仕組みづくり
	2 地域住民がネットワークをつくり、支え合うまちづくり	（1）参加と交流のまちづくり
		（2）ボランティア、NPO等が積極的に活動するまちづくり
		（3）社会福祉協議会との連携による福祉のまちづくりの推進
	3 誰にとっても安全・安心で、快適な環境づくり	（1）誰にもやさしいユニバーサルデザインの環境づくり
		（2）誰もがやさしい心のバリアフリーの環境づくり
		（3）安全、安心に暮らせる環境づくり
		（4）災害時要援護者の支援体制づくり

第１節　子どもにかかわる施策

～ 子どもたちがのびのび育ち、楽しく子育てができる環境をめざして ～

子どもにかかわる施策の体系		
中項目		小項目
1 保育サービスの充実、地域・家庭における子育ての支援	―	（1） 子育て支援サービスの充実
		（2） 保育サービスの充実
		（3） 子育て支援のネットワークづくり
		（4） 仕事と子育ての両立支援の推進
2 親と子どもの教育環境づくり	―	（1） 次代の親の教育
		（2） 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備
3 要保護児童への対応の充実	―	（1） 児童虐待防止対策の充実
		（2） ひとり親家庭等への支援の充実
		（3） 障がい児施策の充実
4 子育てを支援する生活環境の整備	―	（1） 良好な居住環境の整備
		（2） 子ども等の安全の確保

１　保育サービスの充実、地域・家庭における子育ての支援

（１）子育て支援サービスの充実

【対応が求められていること】

◆地域で様々な子育て支援サービスが展開され、安心して子育てができ、子育てに困らないこと。

【基本的な方向】

◆子育てに関する情報提供や意識啓発を行います。

◆地域の子育て機能を高めます。

◆安全・安心な子どもの居場所・遊び場を確保します。

◆子どもと保護者の方達のふれあいを応援します。

【取り組み】

◆子どもの健やかな成長及び福祉の向上を図るため、子どもと家庭に関する総合相談、子育て支援サービスの調整、子育て講座などの子ども家庭支援センター事業を充実します。

◆子ども家庭支援センター事業の土、日、夜間業務や保護者の交流や子育てに関する悩みなどが気軽に相談できる場の開設について検討します。

◆地域において、育児の援助をしてほしい方と育児の援助をしたい方が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをする会員組織「ファミリー・サポート・センター事業」の充実を図るため、会員の増加を推進します。

◆子育てに関する相談、育児講座等の啓発活動、子育てサークル等の育成を行う子育てひろば事業を進めます。また、五日市地区での事業実施について検討します。

◆乳幼児の医療費助成について国の制度となるよう要望します。また、義務教育就学児の医療費助成について所得制限の撤廃や国の制度となるよう要望します。

◆２・３・４歳児の親子を対象に、集団活動を通して幼児の遊びと母親同士の子育ての交流の場として実施している幼児クラブを充実し、子どもと保護者のふれあいを応援します。

◆健康な体の育成と豊かな情操を養うため、児童館での各種の体験活動を進めます。

◆安全・安心な遊び場として、耐震基準に適合しない児童館の耐震化を図ります。

◆児童クラブ事業を充実し、子どもの遊び場を確保します。

◆学校等の施設を利用して、地域の方々の参画を得ながら児童の放課後の安全・安心な居場所を提供している放課後子ども教室を実施します。

◆幼稚園において、未就園児や保護者に対して実施している子育て支援事業を進めます。

◆出産で入院する必要があるにもかかわらず、経済的な理由で入院することが困難な方に対して、出産できるようその費用を助成します。

（２）保育サービスの充実

【対応が求められていること】

◆保育需要に応じた多様な保育サービスが提供され、子どもも親も幸せに暮らせること。

◆保育サービスが十分供給され、就労したい保護者が就労しやすいこと。

【基本的な方向】

◆保護者の利用ニーズにあった多様な保育サービスの提供・拡充を進めます。

◆地域のボランティアや保育園・幼稚園などの地域資源の活用を進めます。

【取り組み】

◆保護者が疾病等の理由により、一時的に家庭で児童を保育することが困難となった場合に、一時的に預かる乳幼児一時預かり事業（一時保育事業）の充実を図ります。

◆保護者が疾病等の理由により、一時的に家庭で児童を保育することが困難となった場合に、短期間保護する乳幼児短期保護事業を進めます。

◆保育園に通所している児童が病気の回復期にあり、集団保育の困難な期間に一時的に預かる病後児保育事業を進めます。

◆保護者が就業を理由に帰宅が夜間に渡るため、一時的に家庭で保育することが困難となった場合に、一時的に預かるトワイライト（夜間一時預かり）事業について検討します。

◆保護者が仕事等の理由で通常保育に間に合わない場合の延長保育サービスを進めます。

◆保育園に通園している児童で、保護者の就労等により休日における保育に欠ける児童の保育を進めます。

◆保育園の増改築に合わせ、低年齢定員の拡大を図るとともに定員の弾力的運用により待機児童の解消を図ります。

◆低年齢児保育需要に対応するため、小規模で家庭的な認証保育所の充実を図ります。

◆生後３か月から３歳未満の児童を対象に、保護者が就労等の理由により保育を必要とする場合、保護者に代わり保育者の自宅で保育する家庭福祉員事業を進めます。

◆市立保育園の民営化を検討します。

◆老朽化の進む私立保育園にあっては、国の補助制度を活用し、建替事業を実施します。

◆幼稚園児の保護者が就労等で幼稚園の基本保育時間での送迎に間に合わない場合、幼稚園での預かり保育事業を実施します。

◆保育園や幼稚園で未就園児や保護者を対象に、園庭開放や交流事業などを進めます。

◆学童クラブの待機児童の解消及び育成時間の延長について検討するとともに、地域の高齢者に昔ながらの遊びを指導してもらうなど、ボランティアの活用を図ります。

◆保育を必要とする障がい児を対象に、保育園・幼稚園・学童クラブで障がい児保育事業を進めます。

（３）子育て支援のネットワークづくり

【対応が求められていること】

◆子育て支援サービスなどのネットワークが形成され、きめ細やかな支援が受けられること。

◆地域住民の多くが子育てに関心・理解をもち、地域全体で子育てを支えること。

【基本的な方向】

◆地域のネットワークづくりと子育て関連の情報収集・提供を行います。

◆気軽に子育て等に関する相談に来られるような雰囲気づくりと市民への周知を進めます。

◆子育てに不安をもつ親の悩みなどの解決を図ります。

【取り組み】

◆総合的な子育て支援情報誌やガイドブックを作成します。

◆子育て講座から立ち上がった地域の子育てグループ（子育てサークル）の代表者による会議を開催し、一層の情報の共有や連携を図ります。

◆保育園・幼稚園の情報公開を進めるとともに、地域交流・世代間交流の機会をもつなど、地域に開かれた保育園・幼稚園をめざします。

◆保育園・幼稚園・児童館で、子育てに不安をもつ親の悩みなどの解決を図ります。

学童クラブの子どもたち

（４）仕事と子育ての両立支援の推進

【対応が求められていること】

◆すべての人がワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、多様な働き方を選択できること。

◆地域や行政に支えられ、男性と女性が手を取り合ってともに子どもを育てられること。

【基本的な方向】

◆男女共同参画意識を高めます。

◆仕事優先意識からの転換に努めます。

◆就労支援・保育サービスの拡充などにより、仕事と子育ての両立を支援します。

【取り組み】

◆あきる野男女共同参画プランに基づき、男女がお互いの個性を認め合いながら、いきいきと暮らしていく社会の実現のために意識啓発等を実施するとともに、あきる野男女共同参画の第２次計画を策定します。

◆市民・事業者を対象に、育児休業制度などの各種就労支援制度の普及啓発を進めます。

◆就労意欲をもつ子育て中の女性に対して、ハローワークとの協力体制により、再就職を支援します。

◆地域において、育児の援助をしてほしい方と育児の援助をしたい方が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをする会員組織「ファミリー・サポート・センター事業」の充実を図るため、会員の増加を推進します。

◆保育園に通所している児童が病気の回復期にあり、集団保育の困難な期間に一時的に預かる病後児保育事業を進めます。

◆保護者が就業を理由に帰宅が夜間に渡るため、一時的に家庭で保育することが困難となった場合に、一時的に預かるトワイライト（夜間一時預かり）事業について検討します。

児童館事業の様子

２　親と子どもの教育環境づくり

（１）次代の親の教育

【対応が求められていること】

◆男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの喜びや意義を実感できること。

◆地域の教育力・子育て支援力を高めること。

【基本的な方向】

◆保護者を対象に、子育てや基本的な生活習慣に関する啓発を進めます。

◆子育てを地域で支える環境を整えます。

【取り組み】

◆児童・生徒の保護者が、子どもの発達段階に応じて家庭教育の意義と役割を体系的・総合的に学習する場として家庭教育学級を充実し、各種講座を実施します。

◆子育て中の親が、子育て講座など各種講座に参加の機会がもてるよう託児付講座の開催を進めます。

◆家庭、学校、地域及び関係機関との連携・協力のもと、健全な家庭づくりに向けた啓発活動を進め、家庭の教育力、地域の教育力を高めます。

◆子どもを生み育てることの喜びや意義を理解してもらうため、リーフレットの配布などにより子育ての意識啓発を進めます。

図書館での親と子の交流事業

（２）子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

【対応が求められていること】

◆次代の担い手である子どもたちが、個性豊かに生きる力・学ぶ力を伸ばすことができること。

◆子どもたちの健康な心と体を育むこと。

【基本的な方向】

◆学校における確かな学力の向上に努めます。

◆豊かな心と健やかな体の育成に努めます。

◆信頼される学校づくりに取り組みます。

◆幼児教育を充実します。

【取り組み】

◆市民の教育への関心と理解を深め、次代のあきる野を担う子どもたちの教育に関する取り組みを市民全体で推進し、市の教育の充実と発展を図ることを目的に制定した「あきる野市教育の日」（12 月第１土曜日）の趣旨を生かし、小学生・中学生による発表会の実施など、事業の充実を図ります。

◆子ども一人ひとりの学力の向上を図るため、教員補助員を配置する時間数等を検討するなどし、学習環境の整備・充実を進めます。

◆あきる野市子ども読書活動推進計画に基づき、図書館、保育園、幼稚園、学校、児童館等との連携を進めるなどして、読書活動を充実します。また、学校においては、学校図書館補助員を配置する時間数等について検討するなどして、読書活動の充実を図ります。読み聞かせボランティアの活用も進めます。

◆道徳授業の一層の充実を図るとともに、市民への公開を推進して市民参加の強化を図ります。

◆放課後や週末における青少年の学校外活動の充実と地域資源（魅力ある講師や施設など）を活用した活動の場づくりを推進します。

◆児童・生徒の心の問題への対応を一層充実するため、教育相談所、スクールカウンセラー及び適応指導教室における専門的な教育相談を進めます。

◆学校の運営や教育内容について校長が積極的に情報を発信し、保護者や地域住民などから幅広く意見をいただくことにより、地域との連携をより強めた開かれた学校づくりを進めます。

◆学校公開を通して信頼される学校づくりを進めます。また、学校施設の開放は、スポーツ開放として、団体が行うスポーツ及びレクリエーションの利用に貸し出します。また、利用者が安全で利用しやすい施設環境をつくるため、学校教育施設の点検及び器具の充実を図ります。

◆保育園、幼稚園、小学校等と連携し、保育及び幼児教育から義務教育への円滑な移行を図ります。

◆次代を担う子どもたちに健康で心豊かな生活と体を動かす楽しみを知ってもらうため、生涯スポーツの基礎づくりの場や子どもたちを対象としたスポーツ大会・教室等の充実を図ります。

◆幼稚園等に通園する幼児の保護者の経済的負担を軽減するため、補助制度により幼稚園等を支援し、幼児教育の振興と充実を図ります。

◆地域の教育力を活かし、自然とのふれあいの場としての森林の活用について町内会・自治会などの関係団体と意見交換を進めながら、自然体験活動を進めます。

◆栄養相談、栄養教育や健康教育は乳幼児期から取り組むため、保育園、幼稚園及び学校との連携を検討します。

図書館での親子読み聞かせ

里山での自然体験

３　要保護児童への対応の充実

（１）児童虐待防止対策の充実

【対応が求められていること】

◆地域ぐるみで児童虐待を防ぐとともに、早期に発見、対応できること。

◆すべての児童が健全に成長し、社会的に自立していけること。

【基本的な方向】

◆発生予防からアフターケアにいたるまで切れ目のない総合支援を行います。

◆関係機関の協力体制を構築し、連携を強化します。

【取り組み】

◆市広報紙・ホームページなどを有効に活用し、児童虐待防止のための啓発を図ります。また、「児童虐待防止対応マニュアル」の見直しを行います。

◆児童虐待の早期発見と迅速かつ的確な対応を行うため、地域における関係機関相互の情報交換や連携の強化を図ります。

◆要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を必要に応じて開催します。

（２）ひとり親家庭等への支援の充実

【対応が求められていること】

◆ひとり親家庭の児童が健全に育成されること。

◆ひとり親家庭の育児負担が軽減されること。

【基本的な方向】

◆きめ細やかな福祉サービスの提供や経済負担の軽減を行います。

◆親の自立・就業支援を行います。

◆地域での支援体制を強化します。

【取り組み】

◆日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活に必要なサービスを行い、自立を支援します。

◆ひとり親家庭の児童の福祉の増進を図るため、児童育成手当を支給します。

◆母子家庭等の児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給します。

◆１８歳以下の子どものいるひとり親家庭の保護者と子どもの医療費を助成します。

◆東京都内に６か月以上居住している母子家庭で、２０歳未満の子どもを扶養している方を対象に、「東京都母子福祉資金」の貸付をします。

◆母子家庭の母親の自立を促進するため、就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講し、修了した場合の受講料の一部を支給します。

◆母子家庭高等技能訓練促進費事業を充実させ、母子家庭の母親が看護師等の資格取得のため、専門学校等に入学する場合に一定期間生活の安定を図るための費用を支給します。

◆母子家庭の母親や寡婦の自立に必要な相談や支援を行います。

◆民生委員・児童委員は、地域社会の中で問題を抱えている方の調査・相談・指導・助言に当たる一方、関係行政機関に対する協力活動も行っています。また、児童委員も兼ねていて、いじめや児童虐待の問題など子育て支援に関することにも取り組んでいます。主任児童委員は、児童福祉に関することを専門的に担当します。

◆地域の課題をきめ細かく把握していくため、民生委員・児童委員はふれあい福祉委員と連携・協力しながら活動を展開しており、今後も活動の充実を図ります。

◆就労機会に恵まれないなど、安定した生活基盤を築くことが困難な低所得世帯の社会的な自立に向け、各種助成についての情報提供や相談体制の充実などを図ります。

（３）障がい児施策の充実

【対応が求められていること】

◆障がい児の成長を支える、保健、医療、福祉、教育等の環境が整っていること。

◆障がい児などが、個々のニーズに応じて、障がいの状況にふさわしい教育が受けられること。

【基本的な方向】

◆保護者の負担軽減を行います。

◆特別支援教育など、障がいのある子どもへの教育環境を一層整備・充実します。

◆保育園・幼稚園・学童クラブでの受け入れを進めます。

【取り組み】

◆20 歳未満の障がい児の保護者に「特別児童扶養手当」を支給します。

◆保護者が疾病、冠婚葬祭等のため介護が一時的に困難となった場合に、障がい児を家庭で保護する「心身障がい児の緊急一時保護」を継続して実施します。

◆本市がこれまで進めてきた特別支援教育の成果を踏まえ、現在抱えている課題の解決を図りながら、障がい児の教育環境の一層の整備とともに、特別支援教育の理念に基づいた市内小・中学校の教育の一層の向上に取り組んでいきます。

◆保育園・幼稚園へ巡回相談員を派遣し、園児の適切な支援のあり方について、保育者にアドバイスを行うとともに、障がいの早期発見・早期対応に努めます。また就学支援シートを活用し、保育園・幼稚園と学校との間で特別な支援の必要な児童の情報を共有し、個々のニーズに応じたきめ細かい対応に努めます。

◆障がい児が、個々の教育ニーズに応じた指導を受けられるよう、特別支援学級（固定）の充実を図ります。

◆学習障害や多動、また情緒的に不安定で心理的に配慮が必要な子どもが、各学校の通常の学級に在籍したまま通級し、個別指導や小集団指導を受けられるよう、特別支援学級（通級）の充実を図ります。

◆身体障害１級から４級まで、知的障害１度から ４ 度まで、あるいは脳性麻痺や進行性筋萎縮症などの２０歳未満の障がい児に対し「心身障害者福祉手当」を支給します。

◆身体障害者手帳１級から３級まで、愛の手帳１度から３度までの手帳をもつ障がい児に対し「心身障害者（児）交通費等助成金」を支給します。

◆２０歳未満で身体又は精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする障がい児に対し「障害児福祉手当」や「重度心身障害者手当」を支給します。

◆保育を必要とする障がい児を対象に、保育園・幼稚園・学童クラブで障がい児保育事業を行います。

◆障がい児の療育相談などを実施している支援機関と連携し、在宅生活を支援します。

◆居宅介護（ホームヘルプサービス）や移動支援など、障害者自立支援法の各サービスを利用して、障がい児の在宅生活、あるいは外出支援や余暇活動の参加を促進します。

４　子育てを支援する生活環境の整備

（１）良好な居住環境の整備

【対応が求められていること】

◆子どもを連れた市民にとっても“やさしい”まちであること。

【基本的な方向】

◆高齢者や障がい者、子どもを連れた市民にとってやさしいまちは、すべての市民にとってやさしいまちであるという認識のもと、バリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

【取り組み】

◆地域特性を活用し、河川、丘陵、緑地等、恵まれた自然を遊び場として情報提供するとともに、身近な地域での公園設置については、「あきる野市緑の基本計画」と合わせて整備の検討を進めます。

◆公共施設、道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化及び市内道路整備路線での歩道等の設置を推進します。

◆新築の市有建築物についてはバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努めるとともに、既存建築物についても計画的に改善・整備を進めます。

◆平成 18 年に施行されたバリアフリー新法に基づき、総合的にバリアフリー化を進めるための「基本構想」の策定について検討を進めます。駅周辺の整備に合わせ、策定していくこととします。

◆鉄道やバス等の公共交通機関事業者に対し、施設・車両のバリアフリー化の取り組みを要請していきます。

◆東京都の福祉のまちづくり条例に基づき、民間施設においてもバリアフリー化が進むよう指導や情報提供、適合証の交付などを行います。

都立秋留台公園で遊ぶ子どもたち

（２）子ども等の安全の確保

【対応が求められていること】

◆子どもが交通事故や犯罪、災害などから守られること。

◆地域で子どもを守る意識を高めること。

【基本的な方向】

◆関係機関の連携・協力体制を強化します。

◆子どもの安全に係わる地域の取り組みを強化します。

【取り組み】

◆青少年健全育成地区委員会では、子どもたちが通学途中や遊びの際に犯罪に巻き込まれそうになったときや困ったことが起きたときに避難できるよう、関係機関や地域の方々の協力により「がくどうひなんじょ」の看板を設置し、地域ぐるみで子どもが安全で安心して活動できるよう地域の支援体制の構築に努めています。

◆市広報紙・ホームページを活用し、防犯活動のＰＲの充実を図ります。また、警察、防犯協会、町内会・自治会及び関係機関の協力を得て、防犯体制の充実を図ります。

◆保育園、幼稚園、学校等の安全対策を進めるとともに、地域での取り組み体制を強化し、施設周辺や通園・通学路における防犯活動を推進します。

◆交通事故防止の推進を図るため、警察、交通安全協会の協力を得て、交通安全運動や交通安全教室などの講習会を通じ意識の高揚を図ります。

◆消防署と消防団の連携を軸にして防災・消防対策を推進します。更に、平成２０年に組織された防災・安心地域委員会による自主防災活動の推進を支援します。

◆関係機関と調整を行い、災害時の要援護者の安否確認、避難、救援のための支援体制づくりを検討します。

◆学校安全ボランティア、学区安全推進会議、地域学校安全指導員等による巡回指導等の活動を支援します。

登下校時の見守り活動

第２節　障がい者にかかわる施策

～ 障がいのあるなしにかかわらず、誰もが地域でいきいきと暮らせるまちづくりをめざして ～

障がい者にかかわる施策の体系

中項目		小項目
１ 理解と交流の促進	―	（１） 障がい理解のための啓発活動・交流の促進
２ 自立生活の支援	―	（１） 情報提供・相談支援体制の充実
		（２） 在宅支援サービスの充実
		（３） コミュニケーション支援の充実
		（４） 暮らしや生活の場の確保
		（５） 権利擁護のための支援
３ 生活行動の支援	―	（１） 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進
		（２） 日中活動の場の確保
		（３） 生活活動範囲の拡大・外出の支援
		（４） 緊急時対策、安全な避難場所の確保
４ 社会参加の支援	―	（１） 就労の支援
		（２） 余暇活動・生涯学習活動への支援
		（３） 当事者活動の支援

１　理解と交流の促進

（１）障がい理解のための啓発活動・交流の促進

【対応が求められていること】

◆市民一人ひとりが障がいのあるなしにかかわらず、お互いの人権を尊重し、わけ隔てなく接することができ、差別がないこと。

◆市民一人ひとりが障がい者について正しく理解し行動できること。

◆障がい児などが、様々な体験をもてること。

【基本的な方向】

◆ノーマライゼーションの理念や「心のバリアフリー」の浸透を進めます。

◆障がいや障がい者の理解･啓発のため、市民との交流の場づくりを進めます。

【取り組み】

◆市広報紙・ホームページで障がい者週間（１２月３日から１２月９日まで）を周知するとともに障がい理解のための啓発記事を掲載します。

◆市役所コミュニティホールに障がい者の絵画や陶芸などの作品を展示し、障がい理解のための啓発活動を行います。

◆講演・映画などを通じて市民、特に小・中学生の障がいや障がい者に対する理解を深め、障がい者との交流を促進します。

◆社会福祉協議会が実施している「夏！体験ボランティア」や、「ふれあいクリスマス会」などを支援し、交流の場づくりを進めます。

障がい者施設合同作品展

市役所１階のコミュニティホールに、授産施設や訓練施設に通所している障がい者の作品を、障がい者週間に合わせ展示しています。

２　自立生活の支援

（１）情報提供・相談支援体制の充実

【対応が求められていること】

◆障がい者やその家族などが、いつでも安心して気軽に相談でき、情報を得られること。

【基本的な方向】

◆障がい者の情報提供・相談体制を充実、申請の支援など総合支援体制づくりを進めます。

◆未就学の障がい児の親の行き場所や相談場所を確保します。

【取り組み】

◆地域自立支援協議会を中核として、地域の課題を整理しながら専門的な相談支援体制の充実を図ります。

◆障がい者が気軽に利用できる障がい福祉の拠点施設を「あきる野サポートセンター」（秋川健康会館）とし、地域における障がい者の自立生活を支援するため、就労支援や生活支援などの総合的な支援を行います。

◆身体障害者相談員・知的障害者相談員、民生委員・児童委員及び相談支援事業者と連携し、情報提供や相談支援に当たります。

◆障がい者に関わる各種制度やサービス等を総合的にまとめた手引の発行や市広報紙・ホームページを通じて情報提供の充実を図ります。

障がい者とその家族を対象とした消費者講座

（２）在宅支援サービスの充実

【対応が求められていること】

◆障がい者ができる限り住み慣れた家庭や地域で生活し続けられること。

◆介護者の負担などを少しでも軽減すること。

【基本的な方向】

◆在宅支援サービスを充実させます。

◆経済的負担の軽減を図ります。

【取り組み】

◆在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの充実を図ります。

◆入浴サービス、おむつの給付等により、在宅生活を支援します。

◆補装具や日常生活用具の給付などを行い、在宅生活を支援します。

◆障がい児の療育相談などを実施している支援機関と連携し、在宅生活を支援します。

◆障がい者を見守り支援したり、重度脳性麻痺者の介護者に手当を支給するなど、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

◆障害基礎年金、障がいに関する各種手当、難病患者等見舞金、交通費等を支給し、障がい者の経済的負担の軽減を図ります。

（３）コミュニケーション支援の充実

【対応が求められていること】

◆誰もが支障なく意思疎通を図り、情報を得られること。

【基本的な方向】

◆障がいの種別に応じたコミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化を支援します。

◆対応可能な市職員の配置に努めます。

【取り組み】

◆意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等に手話通訳及び要約筆記を行う手話通訳者等を派遣します。

◆視覚障がい者のための活字読み上げ装置や拡大読書器を窓口に備えるなど、コミュニケーションの支援を行います。

◆市の窓口に手話通訳の可能な職員を配置し、コミュニケーション支援の充実を図ります。

（４）暮らしや生活の場の確保

【対応が求められていること】

◆暮らしやすい住まいの場を確保すること。

【基本的な方向】

◆住まいの場を確保します。

◆住宅のバリアフリー化を支援します。

◆地域生活への移行を進めます。

【取り組み】

◆障がい者の地域での自立生活を促進するため、東京都補助制度を活用したグループホーム・ケアホームの整備を支援します。

◆連帯保証人の確保ができないため、民間賃貸住宅への入居に困窮している障がい者の世帯に対し、民間賃貸住宅への入居を支援します。

◆障がい者の日常生活の利便を図るため、住宅設備の改善に要する費用の一部を助成します。

◆東京都精神障害者退院促進支援事業に協力し、地域生活への移行を促進します。

（５）権利擁護のための支援

【対応が求められていること】

◆誰もが安心して福祉サービス事業者等を選択でき、利用者の権利が擁護されること。

【基本的な方向】

◆契約支援・苦情解決・相談など、利用者の権利擁護を総合的に支援します。

◆福祉サービス事業者の客観的評価を進めます。

【取り組み】

◆消費者被害、クーリングオフ、成年後見制度利用などについて、司法書士等が相談に応じ、支援します。

◆配偶者及び４親等内の親族がない知的障がい者や精神障がい者が成年後見制度を利用しようとする場合は、後見、保佐及び補助に係る審判の請求手続を支援します。

◆中立的な第三者である評価機関が福祉サービス事業者のサービスや経営を評価し、結果を公表するという東京都事業の普及・啓発を行います。

３　生活行動の支援

（１）一人ひとりのニーズに応じた教育の推進

【対応が求められていること】

◆障がい児が一人の人間として成長し、その能力を最大限に伸ばしていける教育を受けられること。

【基本的な方向】

◆一人ひとりの個性や特性を踏まえて、教育環境の整備と教育内容の充実を図ります。

【取り組み】

◆本市がこれまで進めてきた特別支援教育の成果を踏まえ、現在抱えている課題の解決を図りながら、障がい児の教育環境の一層の整備とともに、特別支援教育の理念に基づいた市内小・中学校の教育の一層の向上に取り組んでいきます。

◆障がい児が、個々の教育ニーズに応じた指導を受けられるよう、特別支援学級（固定）の充実を図ります。

◆学習障害や多動、また情緒的に不安定で心理的に配慮が必要な子どもが、各学校の通常の学級に在籍したまま通級し、個別指導や小集団指導を受けられるよう、特別支援学級（通級）の充実を図ります。

（２）日中活動の場の確保

【対応が求められていること】

◆障がいの種別や程度、ニーズに応じて、様々な日中活動ができること。

【基本的な方向】

◆小規模作業所等を新体系サービスへ移行させます。

◆日中活動の場の確保を進めます。

◆就学前の障がい児と保護者の居場所や障がい者の交流の場をつくります。

【取り組み】

◆通所授産施設や通所訓練施設を新たなサービス体系に移行し、日中活動の場を確保します。

◆常時介護を必要とする人に、昼間、施設での専門的な介護サービスが受けられるなど、誰もが安心して生活できるよう日中の介護サービスを充実します。

◆就労に必要な知識及び能力向上のため必要な訓練を行ったり、一般企業での就労が困難な人に働く場を提供するなど支援する場を確保します。

◆創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を行う場を確保します。

◆拠点施設（あきる野サポートセンター）を障がい者の交流の場とします。

（３）生活活動範囲の拡大・外出の支援

【対応が求められていること】

◆障がい者が移動や意思疎通に困ることなく、社会参加し、生活行動圏を拡げられること。

【基本的な方向】

◆障がいに応じた移動・コミュニケーション支援サービスを提供します。

◆移動手段の確保を支援します。

【取り組み】

◆屋外での移動が困難な障がい者の外出のための支援を行います。

◆社会福祉協議会で実施している障がい者等の送迎サービスを支援します。

◆公共施設・公共交通機関、道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化及び市内道路整備路線での歩道等の設置を推進します。

◆自動車運転教習費用の助成や身体障害者用自動車改造費の助成を行い、日常生活の利便や生活圏の拡大を図ります。

◆意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等に手話通訳者を派遣し、生活行動を支援します。

（４）緊急時対策、安全な避難場所の確保

【対応が求められていること】

◆緊急時の情報入手や安全確保・避難に困らないこと。

◆災害時や避難後も困らずにすむこと。

【基本的な方向】

◆緊急時の適切な情報提供や避難誘導、避難所整備などを進めます。

◆あらかじめ被害の軽減に努めます。

◆障がい者に配慮した防災避難対策を行います。

【取り組み】

◆聴覚障がい者が、携帯電話等を利用して緊急通報を行う緊急メール通報やファクシミリを利用して緊急通報を行う緊急ファクシミリ通報などに係る情報の提供や活用を促進します。

◆障がい者などを対象に家具転倒防止器具等を給付することにより、震災時における被害を軽減させ、安全・安心の向上を図ります。

◆障がい者も含めた災害時要援護者対策を踏まえ、地域防災計画を策定します。

◆障がい者が利用する作業所等について、避難所としての利用を検討します。

◆地域防災計画において、障がい者も含め医療体制の整備をします。

４　社会参加の支援

（１）就労の支援

【対応が求められていること】

◆障がい者がその適性と能力に応じて、雇用の場に就くことができること。

【基本的な方向】

◆就労支援センターの設置などでの就労支援や就労のきっかけづくりを進めます。

◆就労支援に係る事業者の不足の解消に努めます。

◆仕事や作業所等での仕事量の確保を図ります。

【取り組み】

◆障がい者就労・生活支援センターを開設し、就労全般の相談・支援を行うとともに、就労の機会の拡大や職場定着支援、職場開拓など、障がい者の就労を支援します。

◆就労移行支援、就労継続支援などの事業者と連携を図り、障がい者の就労に関する情報提供をします。

◆地域自立支援協議会での就労支援プロジェクトを中心として、障がい者の就労に関する知識や情報を交換したり、仕事の提供先の確保などを図ります。

◆生産活動の機会の提供を行っている地域活動支援センターの運営を支援し、障がい者の社会参加を支援します。

（２）余暇活動・生涯学習活動への支援

【対応が求められていること】

◆障がいのある人もない人も、ともに生涯学習やスポーツ・文化活動、レクリエーション活動などを楽しめること。

【基本的な方向】

◆障がい者が参加するスポーツや文化活動を充実させるとともに、移動支援などの参加支援を行います。

◆生涯学習活動に必要な障がい福祉のサービス等の充実を図ります。

【取り組み】

◆障がい者の支援事業者などが行う障がい者を対象にしたスポーツイベント、講座等への協力や支援を行います。

◆障がい者が余暇活動などへ参加ができるよう、移動支援事業や手話通訳、要約筆記などのコミニュケーション事業の充実を図ります。

◆視覚障がい者が、点字図書等からの情報の入手を得やすくするため、点字図書購入費助成事業を実施します。

◆声の広報や、図書館で実施している対面朗読サービス、録音図書と点字図書の貸し出しを継続し、視覚障がい者等への情報や知識の提供をします。

ユニバーサルミニ駅伝

障がいのある方もない方も一緒になり、ひとつのチームを作りたすきをつなぐ競技です。

障がいのある方の料理講座

身体障がい者や知的障がい者を対象に、障がい種別ごとに料理講座を実施しています。

（３）当事者活動の支援

【対応が求められていること】

◆障がい者が組織的にあるいは個人で地域福祉活動に参加したり、自己決定ができること。

【基本的な方向】

◆障がい者団体の活動を支援します。

◆当事者団体への会員加入を促します

◆障がい者団体が相互に情報交換ができる活動や交流の場を提供します。

◆福祉計画等の策定などに障がい者や障がい者団体の参画を促進します。

【取り組み】

◆市広報紙を活用して障がい者団体の活動状況や会員募集などを掲載します。

◆障がい者団体などを通じ、説明会を開催するなど、障がい者に関する制度等の情報の提供を行います。

◆あきる野市障害者団体連絡協議会と連携を図り、その運営を支援します。

◆障がい福祉の拠点施設である「あきる野サポートセンター」（秋川健康会館）を、障がい者や障がい者団体の活動の場として提供します。

◆地域自立支援協議会の中で、障がい者団体相互の意見交換や交流を目的とした部会を開催します。

◆障がい者や障がい者団体のニーズに即した各種計画の策定や検討委員会を推進するため、障がい者や障がい団者体の参画を促進します。

福祉喫茶

市役所１階に、あきる野市障害者団体連絡協議会が運営する福祉喫茶を開き、多くの市民に利用されています。

第３節　高齢者にかかわる施策

～ 年齢に関わりなく輝き続けられる社会の実現をめざして ～

高齢者にかかわる施策の体系

中項目		小項目
１ 介護予防と健康づくり	―	（１） 介護予防の推進
		（２） 健康づくりへの支援
２ 多様な社会参加の促進	―	（１） 就業への支援
		（２） 社会参加への支援
３ 高齢者の地域生活への支援	―	（１） 介護保険サービスの充実
		（２） 福祉サービスの充実
４ 連携と支え合いの仕組みづくり	―	（１） 支え合いの仕組みづくり
		（２） 相談体制の充実
５ 安心して住み続けられる生活環境の整備	―	（１） 生活環境の整備と支援

１　介護予防と健康づくり

（１）介護予防の推進

【対応が求められていること】

◆日常生活における老化のサインを早期に発見し、早期に対応して、高齢者の健康を維持すること。

【基本的な方向】

◆生活機能評価の結果をもとに介護予防対象者を把握します。

◆介護予防事業を進めます。

【取り組み】

◆生活機能評価の結果で特定高齢者と決定し、介護予防プランを作成された方に対して「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」等による介護予防教室を実施します。

◆市内の町内会・自治会において、地域イキイキ元気づくり事業を推進します。

◆高齢者が住み慣れた地域で自立して生活ができるように介護予防を推進し、いつまでも元気で暮らせるよう「ふるさと農援隊」事業を推進します。

（２）健康づくりへの支援

【対応が求められていること】

◆一人ひとりの自主的な健康管理・健康づくりを基本に、地域ぐるみで健康づくり活動を行うこと。

【基本的な方向】

◆自主的な健康管理を促す環境・仕組みを構築します。

◆運動習慣の定着やバランスのとれた食生活などの生活習慣の改善を支援します。

【取り組み】

◆閉じこもりや認知症の高齢者を訪問して必要な保健指導を行い、心身の機能低下防止と健康の保持増進を図ります。

◆特定健康診査（７４歳まで）と後期高齢者健康診査（７５歳以上）を通して、糖尿病等の生活習慣病を早期に発見し、治療につなげます。

◆健康教育・健康相談を実施し、生活習慣の見直しに向けた情報を提供します。

２　多様な社会参加の促進

（１）就業への支援

【対応が求められていること】

◆働く意欲のある高齢者の経験や能力を活かすことができること。

【基本的な方向】

◆高齢者に就業の機会を提供する場を確保します。

【取り組み】

◆シルバー人材センター助成事業により、「シルバー人材センター」を育成します。

＜あきる野市シルバー人材センターは＞

働く意欲のある高齢者の経験と能力を活かす機会を提供することを目的として、社団法人あきる野市シルバー人材センターがあります。就業を希望する高齢者が、会員となって、市民や市・民間企業からの受注により、事務や軽作業に従事しています。今後も、この事業活動が充分に発揮できるように支援します。

（２）社会参加への支援

【対応が求められていること】

◆長寿社会を築くために、一人ひとりがそれぞれの立場で地域社会に参加し協力していくこと。

【基本的な方向】

◆スポーツ・レクリエーション・世代間交流などの分野で、生きがいづくりを進めます。

【取り組み】

◆高齢者が地域社会で積極的な役割を果たせるように、ボランティア活動や高齢者クラブなどの団体活動を通じた社会参加事業を支援し、地域福祉活動を推進します。

３　高齢者の地域生活への支援

（１）介護保険サービスの充実

【対応が求められていること】

◆要支援・要介護者が必要なサービスを安心して受けられること。

【基本的な方向】

◆介護サービスの質の向上に努めます。

◆介護サービスが適正に提供されるように努めます。

【取り組み】

◆居宅サービスについては、サービスの質の向上を図るとともに、適正なサービスを提供します。
施設サービスについては、各施設において入所者に適正なサービスを提供します。
地域密着型サービスについては、住み慣れた地域で生活を続けていけるよう、公正かつ透明性の高いサービスを提供します。

◆適正な介護保険サービスの実現に向け、利用者とサービス提供事業者のバランスを的確にとらえ必要なサービスの供給量を確保します。

◆ケアマネジメントの充実を図るため、居宅介護支援専門員の能力向上に向けた支援（相談、研修等）を行います。

◆介護サービスが適正に提供されるよう、事業者連絡協議会等と連携を図ります。

（２）福祉サービスの充実

【対応が求められていること】

◆高齢者が安心して自宅で生活し続けられるように支援すること。

【基本的な方向】

◆高齢者の自立を支える在宅支援を充実します。

◆介護者を支援します。

【取り組み】

◆高齢者の一人暮らし世帯や高齢者世帯に対して高齢者福祉電話事業、高齢者配食サービス事業等の助成を行います。

◆介護者の負担を軽減するために、ねたきり高齢者のおむつ等給付事業及び介護や病気の知識を学ぶための家族介護者教室を実施します。

４　連携と支え合いの仕組みづくり

（１）支え合いの仕組みづくり

【対応が求められていること】

◆高齢者が安全で安心できる暮らしを守ること。

【基本的な方向】

◆高齢者とその家族を地域で支えていくための仕組みづくりを進めます。

【取り組み】

◆地域包括支援センターが、地域における関係機関相互の情報交換や連携、高齢者虐待防止の普及啓発などのため設置した「高齢者虐待ネットワーク会議」を活用し、高齢者虐待の早期発見と迅速かつ的確な対応を図ります。

◆病気などのために、財産管理や契約などの法律行為が困難な高齢者の方が、成年後見制度を利用する場合は、後見、保佐及び補助に係る審判の請求手続を支援します。

◆高齢者が要介護状態にならないようにするため、また、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者とその家族を地域で支えていくための仕組みづくりを進めます。

（２）相談体制の充実

【対応が求められていること】

◆高齢者やその家族の困りごとや生活に関する相談・支援を行うこと。

【基本的な方向】

◆市及び関係機関における相談窓口の適切な対応を推進します。

【取り組み】

◆地域包括支援センター、在宅介護支援センター等において、高齢者に係わる幅広い相談を受け、問題解決やサービス向上につながる体制を推進します。関係機関との連絡・調整を行い、相談者のニーズにあったきめ細かな支援を行います。

※「地域包括支援センター」は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境の下で、自分らしい生活を送るために、要支援・要介護になるおそれのある人を対象に介護予防教室を実施したり、介護度が要支援１及び２の介護認定者に対するケアプランの作成等を行っています。

◆地域包括支援センターの名称は、市民に親しみやすいように秋川地区を担当する事業所（市役所高齢者支援課内）を「高齢者はつらつセンター」とし、五日市地区を担当する事業所（市役所五日市出張所内）を「五日市はつらつセンター」という名称としました。

５　安心して住み続けられる生活環境の整備

（１）生活環境の整備と支援

【対応が求められていること】

◆歩道の段差の解消など移動しやすい環境を整備すること。

◆交通手段の利便性の向上を図ること。

◆安心して住み続けられる地域であること。

【基本的な方向】

◆障がいを感じることなく円滑に移動や活動ができるようにします。

◆市内に住み続けたい高齢者に対し、住宅や施設への入居を支援します。

【取り組み】

◆公共施設や多くの人々が利用する建物や道路などのバリアフリー化を進めていきます。

◆福祉有償運送事業者を支援します。

◆木造市営住宅の建替えに伴い、高齢者世帯向け市営住宅や高齢者福祉施設の整備の検討を行います。

◆市内に引き続き居住することを希望しながらも、住宅の確保が困難な高齢者世帯に対して、民間住宅の入居支援を行います。

◆環境上の理由や経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者を対象に、養護老人ホームにおいて居住、食事等の日常生活上必要なサービスを提供します。

安心して住める環境づくり

第４節　健康づくりにかかわる施策

～ 生涯を通じた市民一人ひとりの健康づくりの推進をめざして ～

健康づくりにかかわる施策の体系

中項目		小項目
１ 保健相談センター機能の充実	―	（１） 保健相談センター機能の充実
２ 健康づくりの充実	―	（１） 母と子の健康の維持・増進
		（２） 学童期・思春期の健康づくりの支援
		（３） 成人期の健康づくり
		（４） 地域からの健康づくり
		（５） 食育の推進
		（６） 心の健康づくり
３ 予防体制の充実	―	（１） 予防接種の実施
		（２） 高齢者の予防接種
		（３） 感染症予防・危機管理体制の整備
		（４） 薬物乱用防止対策の推進
４ 保健・医療提供体制の充実	―	（１） 医療サービスの推進・充実
		（２） 献血の推進
		（３） 情報提供・広報活動の充実

１　保健相談センター機能の充実

（１）保健相談センター機能の充実

【対応が求められていること】

◆いつでも気軽に心身の健康について相談できること。

◆予防接種、母子保健、健康づくりのすべての事業が実施できること。

【基本的な方向】

◆相談しやすい体制づくり・仕組みづくりを進めます。

◆すべての事業が実施できるように施設の活用方法を再検討します。

【取り組み】

◆いつでも気軽に育児、心身の健康の相談等に対応できるように専門職の配置について検討します。

◆予防接種、母子保健、健康づくり等の事業が重複しない事業の計画づくりをします。

◆各種相談は、プライバシーの守れるように施設の活用を考えます。

現在のあきる野保健相談所

２　健康づくりの充実

（１）母と子の健康の維持・増進

【対応が求められていること】

◆妊娠期から乳幼児を通して、母と子が健康にいきいきと暮らせること。

◆保健指導が受けやすく、子育ての不安や悩みを身近で気軽に相談できること。

【基本的な方向】

◆健診の未受診者やその理由を把握し、受診しやすい体制づくりを進めます。

◆市民のニーズにあった講座の開催日及び内容を検討するとともに、周知徹底を図ります。

◆各種事業内容の充実を図ります。

◆相談しやすい体制づくり・仕組みづくりを進めます。

【取り組み】

◆あきる野保健相談所を整備して、各種事業や相談事業などが受けやすいように充実します。

◆母子保健法に基づき、妊娠届をした者に母子健康手帳を交付すると同時に保健師による面接を実施します。

◆各種健診事業の充実、受診しやすい体制づくりの検討を継続して行います。

◆未受診者に対し、通知を送付するなどして、未受診理由を把握し、受診しやすい体制づくりの検討と受診の啓発を行います。

◆母親学級や離乳食教室、むし歯予防教室などの講座の開催について、市民のニーズにあわせた開催日及び内容を検討するとともに、周知徹底を図ります。

◆訪問事業（新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問など）について、事業内容を周知します。

◆各種事業の実施について、市広報紙・ホームページ等を活用して、事業日程・事業内容を市民に周知します。

◆母親及び乳幼児の健康保持、増進を図るとともに、子育てに関する相談や親同士の仲間づくり、情報交流の場づくりを図るため、育児相談、母子保健相談、栄養相談、歯科相談、心理相談等を実施します。実施にあたっては、市民のニーズにあわせた開催ができるように、開催日・事業内容の検討を継続して行います。

◆総合的な相談に対応できるよう窓口の充実を図ります。相談件数の増加や相談内容の多様化に対応できるような体制づくりを進めるとともに、職員の学習機会を増やします。

◆親同士の仲間づくりができるよう支援を進めます。

（２）学童期・思春期の健康づくりの支援

【対応が求められていること】

◆子どもが規則的な生活を送り、健康でいきいきと学び・暮らすこと。

【基本的な方向】

◆児童・生徒の健康や生活習慣に関する課題を把握します。

◆教育委員会や学校と連携し、健康教育を充実させます。

【取り組み】

◆関係機関の協力を得ながら児童生徒の健康状態、生活習慣を分析し、課題の抽出を進めます。

◆学校での健康教育を進めるため、教育委員会と連携方法について検討します。

あきる野市民スポーツ・レクリエーション大会で
元気に活躍する子どもたち

（３）成人期の健康づくり

【対応が求められていること】

◆一人ひとりが健康に関心を持ち、「自らの健康は自らが守る」いう意識を向上させること。

◆検診（健診）の受診率を上げること。

◆健康的にいきいきと住み働き、高齢になっても介護を必要とせずに健やかに活動ができること。

【基本的な方向】

◆健康診査を充実させます。

◆検診(健診)対象者に対し、受診の必要性についての情報提供を進めます。

◆応募や受診しやすい体制づくりの推進などにより、各種検診（健診）の受診率の向上を図ります。

◆健康教育、健康相談の充実などにより、健康の保持増進を進めます。

◆生活習慣病対策を推進します。

【取り組み】

◆市民の健康の保持増進を図ることを目的に健康手帳を交付します。さらに、健康手帳の活用方法について情報提供を継続して行います。

◆生活習慣病等の予防、その他健康についての正しい知識の普及を図り、適切な指導や支援を行う「健康教育事業」の内容の充実を図ります。

◆心身の健康に関して個別の相談に応じる健康相談事業を、気軽に利用できるよう、相談体制の整備を図ります。

◆疾病の早期発見及び早期治療に結びつけることを目的に、生活習慣病予防健診及び無保険者の健診を継続して実施します。

◆がんの早期発見を目的に実施している「市民がん検診」について、市民のニーズに合った検診の体制づくりを進めます。

◆食べる楽しみを実感できるよう歯の喪失を予防することを目的に歯周疾患検診を継続して実施します。

◆早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防することを目的に骨粗しょう症検診を継続して実施します。

◆市広報紙や健康のつどい等のイベントを活用して、検診（健診）を受診する必要性などの情報提供を進めます。

◆電子申請を活用し申込みの簡素化を図るとともに、申込書を送付するなど申込みしやすい体制づくりを進めます。

◆土、日曜日の検診（健診）、個別健診を導入していくなど、市民のニーズに合った検診（健診）体制づくりを進めます。

（４）地域からの健康づくり

【対応が求められていること】

◆市民一人ひとりが関心をもって、地域の健康づくり活動に取り組むこと。

◆健康づくりボランティアを育成すること。

【基本的な方向】

◆地域での健康づくり活動を推進します。

◆健康づくり市民推進委員経験者等のボランティア活用を進めます。

◆健康づくりの意識啓発を進めます。

◆地域別の健康づくりの課題を分析し、今後の健康づくりに活かします。

【取り組み】

◆町内会・自治会、サークル等のグループによる地域の自主的な健康づくりに向けた取り組みに対し、支援を継続します。

◆市民の健康の保持推進を図るため、健康づくり推進協議会で地域の実情に応じた健康づくり対策を協議します。

◆栄養や運動、休養について地域などで普及活動を行う健康づくり市民推進委員が、地域で活動するための支援を進めます。

◆健康に対する市民意識の高揚を図り、疾病を予防することを目的に「あきる野市健康のつどい」を継続して開催します。

◆多くの市民に健康づくりに関心をもってもらい参加を促すために、健康づくりに関する事業などの周知方法を工夫します。

◆市民意識調査等を活用して、地域別健康づくりの課題を把握し、地域の実情にあった対策を検討します。

◆地域ぐるみで健康づくり活動に取り組むモデル地区の育成を進めます。

◆健康づくり市民推進委員経験者や健康づくり事業に参加した多くの方が、ボランティアとして保健事業のサポートに協力していただけるように育成を進めます。

地域の会館に集まって健康体操

（５）食育の推進

【対応が求められていること】

◆市民一人ひとりが、子どものころから「食」に関する知識と「食」を選択する力を学び、健全な食習慣を身につけ、安心で豊かな食生活を送れるようにすること。

◆健康な「食」に関する様々な取り組みを地域ぐるみで進められるようにすること。

【基本的な方向】

◆家庭、保育園、幼稚園、学校等のほか、関係各課とも連携を強化し、食育に一体となって取り組みます。

◆地域とともに食育を推進するため、地域の関係団体・活動団体への支援や連携促進を図ります。

◆健全な食習慣についての啓発や「食」に関する情報提供を進めます。

【取り組み】

◆食育は、乳幼児期から必要なため、保育園、幼稚園、学校と連携しながら推進します。

◆医療関係機関等と連携を図り、地域での食育の推進のあり方を検討します。

◆関係各課と食育推進状況や地域へのアプローチ等を話し合える場（連絡会の設置）を検討します。

◆食倶楽部（健康づくり市民推進委員）、食育推進班（あきる野市健康増進計画を推進するためのグループ）の活動の支援や協働での事業を進めます。

◆健康教育、イベント等で食事バランスガイドを活用した、望ましい食事の組み合わせの情報提供と地域での取り組みを進めます。

（６）心の健康づくり

【対応が求められていること】

◆精神的なストレスを蓄積しやすくなっている環境の中、悩みを「心の病」に重症化させないこと。

◆早い時期に気軽に相談できる場所を整備すること。

【基本的な方向】

◆相談体制を充実させます。

◆相談体制を整備するとともに、相談場所についての情報を発信します。

◆相談しやすい体制づくりを進めます。

【取り組み】

◆育児の悩み、学童期の悩み、思春期の悩み、仕事の悩み、介護の悩み、人間関係の悩み等、心の悩み相談に関する需要に答えるため、関係機関と情報交換を図り、相談体制の充実を図ります。

◆市広報紙・ホームページ等を活用し、相談窓口の情報提供を継続します。

◆プライバシーが保護されるような施設での、悩み相談の実施を検討します。

３　予防体制の充実

（１）予防接種の実施

【対応が求められていること】

◆予防接種により、感染症の「り患」「流行」を防ぐこと。

【基本的な方向】

◆医師会の協力を得ながら、予防接種の実施及び普及啓発に取り組みます。

【取り組み】

◆医師会の協力を得て、予防接種法等の規定に基づく予防接種(集団・個別)を継続して実施します。

◆未接種者等に対する積極的勧奨を進めます。

◆予防接種の必要性や接種実施について市広報紙・ホームページ等により周知を図ります。

（２）高齢者の予防接種

【対応が求められていること】

◆重症化が懸念される高齢者のインフルエンザの「り患」「流行」を未然に防ぐこと。

【基本的な方向】

◆医師会や近隣市町村と協力しながら予防接種の促進及び普及啓発に取り組みます。

【取り組み】

◆医師会の協力を得て、近隣市町村と協力し、65 歳以上の高齢者のうち希望者に対して予防接種法等の規定に基づくインフルエンザ予防接種を継続して実施します。

◆インフルエンザの予防接種の促進を、市広報紙・ホームページ等を活用し周知を図ります。

（３）感染症予防・危機管理体制の整備

【対応が求められていること】

◆感染症の「り患」「流行」を未然に防ぐこと。

◆市民に正しい知識と情報を提供すること。

【基本的な方向】

◆関係機関との連携・協力により、蔓延防止等対策を実施します。

◆新型インフルエンザ等感染症予防にかかわる衛生教育・予防を進めます。

◆感染症に関する危機管理体制を整備します。

【取り組み】

◆結核については、ＢＣＧの予防接種や健康診査の一環として６５歳以上の高齢者に対して胸部Ｘ線間接撮影を実施します。今後も、関係機関と連携し、結核の発生予防、蔓延防止に努めます。

◆東京都、医師会、近隣市町村及び庁舎内各部署との連携・協力により、蔓延防止等の対策を実施します。

◆東京都(保健所)等と協力しながら、健康被害の発生予防、拡大防止などの体制を整えます。

◆感染防止対策、蔓延防止などについて、市広報紙・ホームページ等により情報提供し、周知を図ります。

◆感染症対策マニュアル等の作成により危機管理体制を整えます。

（４）薬物乱用防止対策の推進

【対応が求められていること】

◆薬物の乱用を見過ごさないこと。

◆子どもを薬物から守ること。

【基本的な方向】

◆啓発活動を実施し、薬物乱用を防止します。

【取り組み】

◆東京都薬物乱用防止推進秋川地区協議会と連携をとりながら啓発活動等を進めます。同協議会の活動では、薬物の乱用を防止するため、啓発用品等の配布、中学生に対する標語・ポスター募集などの啓発を行います。

◆薬物乱用の防止に向けて関係機関と協力しながら進めます。

◆薬物の乱用を防止するため、市広報紙・ホームページ、成人式、健康のつどい等において啓発活動を進めます。

４　保健・医療提供体制の充実

（１）医療サービスの推進・充実

【対応が求められていること】

◆ “かかりつけ医”“かかりつけ歯科医”“かかりつけ薬局”をもつこと。

◆いつでも安心して診療が受けられること。

【基本的な方向】

◆ホームドクターの必要性の啓発を進めます。

◆休日診療・休日準夜診療・歯科休日診療を充実させます。

◆公立阿伎留医療センターの体制を充実させます。

【取り組み】

◆市民一人ひとりが、 “かかりつけ医”、“かかりつけ歯科医”、“かかりつけ薬局”をもつことの必要性を各種事業の中で継続的に周知します。

◆あきる野市医師会、西多摩歯科医師会の協力を得ながら、休日診療・休日準夜診療・歯科休日診療の充実に取り組みます。

◆公立阿伎留医療センター改革プランに基づく経営改善などの取り組みを促進するように働きかけます。

（２）献血の推進

【対応が求められていること】

◆輸血等の血液の確保に対する協力意識を向上させること。

【基本的な方向】

◆市民等の献血の推進・啓発を図ります。

◆東京都西赤十字血液センターと連携をとりながら、輸血等の血液の確保を図ります。

【取り組み】

◆市民及び職員を対象に、市広報紙、回覧等を活用して周知し、献血を実施します。

◆成人式や健康のつどい等において献血の推進についての啓発を行います。

◆市広報紙・ホームページ等により献血の推進についての啓発を行います。

（３）情報提供・広報活動の充実

【対応が求められていること】

◆市民一人ひとりが健康に関する正しい情報をもち、必要な情報を得られること。

【基本的な方向】

◆正しい情報、必要な情報が的確に伝わるため伝達方法を充実させます。

◆保健・医療に関する情報の提供方法を工夫します。

◆地域の活動を活用した情報提供を推進します。

【取り組み】

◆市広報紙・ホームページ、イベント等を活用し、各種事業の情報を的確に伝えます。

◆各種保健・医療事業の年間予定表の発行を検討します。

◆市広報紙・ホームページ、地域の各種団体の活動等を通じ、保健・医療に関する情報を伝えます。

◆チラシやパンフレット等は、より市民に身近で読みやすくわかりやすいものにします。

あきる野市健康増進計画周知チラシ

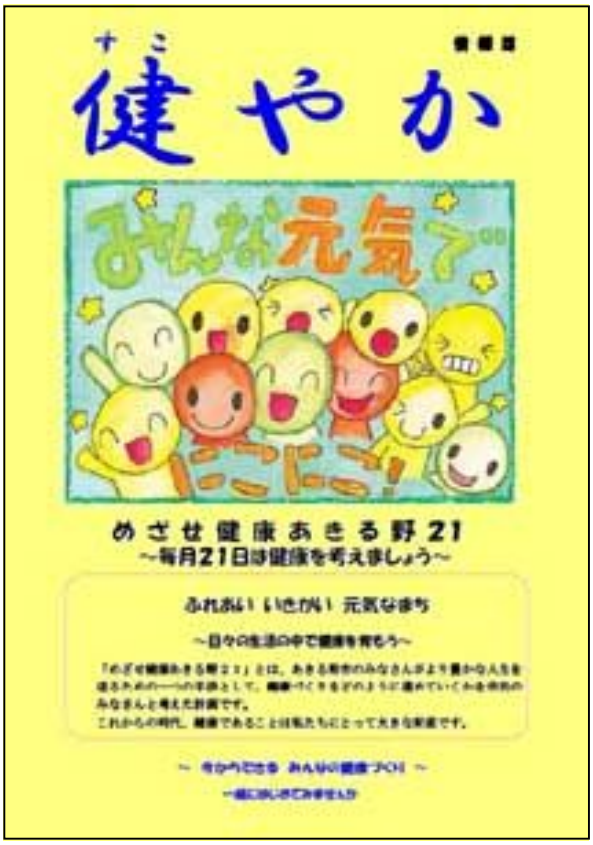

健康情報紙を使ってＰＲ

第５節　地域福祉にかかわる施策

～ ともに歩む、あきる野市の地域福祉の推進をめざして ～

地域福祉にかかわる施策の体系

中項目	小項目
1 利用しやすいサービス提供の仕組みづくり	（1） 必要な人に届く情報提供の仕組みづくり
	（2） いつでも気軽に相談できる相談支援の仕組みづくり
	（3） サービス評価の仕組みづくり
	（4） 苦情解決、権利擁護の仕組みづくり
	（5） 必要なサービスを利用できる仕組みづくり
2 地域住民がネットワークをつくり、支え合うまちづくり	（1） 参加と交流のまちづくり
	（2） ボランティア、NPO等が積極的に活動するまちづくり
	（3） 社会福祉協議会との連携による福祉のまちづくりの推進
3 誰にとっても安全・安心で、快適な環境づくり	（1） 誰にもやさしいユニバーサルデザインの環境づくり
	（2） 誰もがやさしい心のバリアフリーの環境づくり
	（3） 安全、安心に暮らせる環境づくり
	（4） 災害時要援護者の支援体制づくり

１　利用しやすいサービス提供の仕組みづくり

（１）必要な人に届く情報提供の仕組みづくり

【対応が求められていること】

◆必要な人に必要な情報が確実に伝わること。

◆身近できめ細かい情報が得られること。

【基本的な方向】

◆様々な媒体（人、物）を活用した情報提供を進めるとともに、内容の充実を図ります。

【取り組み】

◆市広報紙・ホームページの内容の一層の充実を図るほか、保健福祉関係情報冊子の作成など、市民への情報提供に努めます。

◆社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携し、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等が発行している広報紙等を通じて、市民への情報提供に努めます。

◆民生委員・児童委員、ふれあい福祉委員、保健師など、地域で活動する人によるきめ細かな情報提供ができるよう支援します。

◆図書館にインターネット端末を配置し、誰でも気軽に情報入手ができるようインターネット環境の整備を図ります。

（２）いつでも気軽に相談できる相談支援の仕組みづくり

【対応が求められていること】

◆わかりやすく、身近で気軽に相談できること。

◆支援を必要とする人に適切な相談対応ができること。

【基本的な方向】

◆身近なところで相談できる体制を充実させます。

◆適切な相談先に、確実につなぐ仕組みをつくります。

【取り組み】

◆高齢、障がい、子育て等の分野別相談窓口の充実とあわせ、保健福祉総合相談案内窓口の設置に向けて検討します。

◆民生委員・児童委員を中心に、身近なところで気軽に相談できる体制を充実します。

◆失業や生活困窮などの問題を抱える市民に対して、各種制度の情報提供や相談窓口の充実を図ります。

◆ＤＶ被害者への的確な相談対応と支援を推進します。

（３）サービス評価の仕組みづくり

【対応が求められていること】

◆利用者の立場に立った良質なサービスが受けられること。

◆各種施設のサービス内容や質に関する情報が得られること。

【基本的な方向】

◆第三者による客観的評価の導入を促進します。

◆利用者に対し、施設のサービス水準等に関する客観的な情報を提供します。

【取り組み】

◆中立的な第三者である評価機関が福祉サービス事業者のサービスや経営を評価し、結果を公表するという東京都事業の普及・啓発を行います。

（４）苦情解決、権利擁護の仕組みづくり

【対応が求められていること】

◆サービスに関する様々な苦情をしっかりと受け止めてくれること。

◆判断能力の不十分な方も不利益をこうむることがないこと。

【基本的な方向】

◆苦情をしっかり受け止め、解決につなげる体制をつくります。

◆自らの意思でサービスを選択・利用することが困難な人に対し、サービスの利用支援を行います。

【取り組み】

◆さまざまな苦情について、各担当課が的確に受けとめ、関係課や関係機関との連携を図りながら、適切な解決につなげます。

◆サービス利用者の苦情や様々な権利侵害について、専門的な見地から審査を行う第三者性をもった機関の設置や法律専門相談の実施を検討します。

◆病気や障がいなどにより判断能力が不十分なため、財産管理や契約などの法律行為が困難な方の成年後見制度の利用を支援します。

◆認知症高齢者、障がい者等、判断能力が不十分な方が安心して福祉サービスを受けられるよう社会福祉協議会が実施している地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を活用し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類の預かりサービスなどの事業を充実します。

（５）必要なサービスを利用できる仕組みづくり

【対応が求められていること】

◆高齢者、障がい者、子育て中の親など、サービスを必要とする人が、気軽に必要なサービスを受けられること。

◆各種サービスが適切に供給されること。

【基本的な方向】

◆サービスの窓口を充実させるとともに、その周知を図ります。

◆専門性に裏打ちされた、多様なサービスを供給します。

【取り組み】

◆高齢者が地域でいきいきと暮らせるよう、高齢者や家族等を総合的に支援する地域包括支援センターの周知、整備を図ります。

◆障がい者の地域における生活を支援するため、障がい者相談支援事業所の周知、充実を図ります。

◆子ども及び家庭に関する総合相談、子育て支援サービスの調整等を行う子ども家庭支援センターの周知、充実を図ります。

◆各分野の必要なサービスの提供が的確に行われるよう、従事者の専門性の向上を図ります。

◆社会福祉を目的とした事業者が行う多様なサービスと、公的サービスの連携を図り、より多様で効果的なサービスの供給を実現します。

２　地域住民がネットワークをつくり、支え合うまちづくり

（１）参加と交流のまちづくり

【対応が求められていること】

◆住み慣れた地域で快適に暮らしていけること。

◆問題発生を未然に防いだり、抱えている課題がさらに深刻化しないよう、地域に関心をもち、地域の課題を見過ごさず、お互いに支え合っていけること。

【基本的な方向】

◆地域福祉は“地域住民が主体となる福祉”という認識のもと、地域コミュニティ活動の活性化を支援・推進します。

◆市民の意識・関心を高めながら、地域住民がお互いに地域の中で支え合っていくことができる仕組みをつくります。

◆すでに市民によってつくられている様々なネットワークを一層発展させます。

【取り組み】

◆社会福祉協議会により、町内会・自治会単位に設置されたふれあい福祉委員による声かけ・見守り活動を、社会福祉協議会と連携して推進していきます。

◆民生・児童委員協力員を通して民生委員・児童委員活動とふれあい福祉委員活動の連携の強化を図ります。

◆町内会・自治会、民生委員・児童委員、ふれあい福祉委員等の連携により、地域で幅広い活動ができるよう支援します。

（２）ボランティア、ＮＰＯ等が積極的に活動するまちづくり

【対応が求められていること】

◆福祉の重要な担い手であるボランティアやNPO 等が活発に主体的に活動できること。

◆ボランティア活動への参加がしやすいこと。

◆ボランテイア活動推進の拠点があること。

【基本的な方向】

◆ボランティアやNPO 等の活動を支援します。

◆ボランティアの発掘、養成を行います。

◆ボランティアをしたい人と、その支援を必要とする人をつなぐ仕組みをつくります。

【取り組み】

◆ボランテイア活動への支援の中心を社会福祉協議会と位置づけ、社会福祉協議会が実施する事業への支援を通じて活動の活性化を図ります。

◆秋川ふれあいセンターをボランティア活動推進の拠点として位置づけ、ボランティア等の活動を支援します。

「夏！体験ボランティア」高齢者施設での介護体験

保育園での保育体験

（３）社会福祉協議会との連携による福祉のまちづくりの推進

【対応が求められていること】

◆住民と社会福祉協議会が協働で進める地域福祉活動のより一層の充実が図れること。

【基本的な方向】

◆社会福祉協議会を地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけ、その基盤の強化と事業の充実を支援します。

【取り組み】

◆社会福祉協議会が実施する、地域住民の参加と支え合いを主体とした事業を支援していきます。

◆市で策定する地域保健福祉計画と社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画との連携を図り施策の実現を図ります。

あきる野市社会福祉協議会秋川事務所

高齢者や障がい者にお弁当を届けるふれあい食事サービスのボランティアによる調理の様子

３　誰にとっても安全・安心で、快適な環境づくり

（１）誰にもやさしいユニバーサルデザインの環境づくり

【対応が求められていること】

◆誰もが、どこでもいつでも自由に移動でき、不便を感じないで暮らせること。

【基本的な方向】

◆高齢者や障がい者、子どもを連れた市民にとってやさしいまちは、すべての市民にとってやさしいまちであるという認識のもと、バリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

【取り組み】

◆公共施設、道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化及び市内道路整備路線での歩道等の設置を推進します。

◆新築の市有建築物についてはバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努めるとともに、既存建築物についても計画的に改善・整備を進めます。

◆平成１８年に施行されたバリアフリー新法に基づき、総合的にバリアフリー化を進めるための基本構想の策定について検討を進めます。駅周辺の整備に合わせ、策定していくこととします。

◆鉄道やバス等の公共交通機関事業者に対し、施設・車両のバリアフリー化の取り組みを要請していきます。

◆東京都の福祉のまちづくり条例に基づき、民間施設においてもバリアフリー化が進むよう指導や情報提供、適合証の交付などを行います。

◆本市は豊かな自然をはじめ多くの観光資源を有しており、憩いを求めて多くの人々が訪れます。市民だけでなく、市外からの来訪者にとっても快適な環境としていくため、観光資源についてもユニバーサルデザインを推進します。

バリアフリー化された道路

（２）誰もがやさしい心のバリアフリーの環境づくり

【対応が求められていること】

◆市民が常にお互いをいたわり、わけ隔てなく、支え合いの意識をもって生活していけること。

【基本的な方向】

◆一人ひとりが福祉に関心を持てるよう、学校教育や啓発活動などを通じて、福祉意識を醸成します。

◆ボランテイア活動や交流活動などを促進して、互いの理解を深め、支え合う意識を育てます。

【取り組み】

◆子どもが、思いやりや助け合いの心を育むことができるよう、体験を重視した心の教育を推進します。

◆老人ホームの見学、高齢者との交流授業などを通し、高齢者に対する思いやりの心を育てます。

◆様々な施設、団体でのボランティア活動を通して、子どもたちが地域社会の一員としての自覚を持ち、個性を生かして社会に貢献しようとする心を育てます。

◆道徳、社会科授業等での人権教育を行うとともに、障がいをもつ市民を招いて、障がい者理解教室等を実施します。

◆社会体験授業等を通して、市民が互いに支え合っていく地域福祉意識の高揚を図ります。

人権擁護委員による学校での人権教育

（３）安全・安心に暮らせる環境づくり

【対応が求められていること】

◆犯罪などの事件が増える中、安全で安心して暮らせる環境が整っていること。

◆交通事故や災害から身を守れること。

【基本的な方向】

◆地域における防犯活動を推進します。

◆市民の交通事故防止意識、防災意識を高めます。

◆関係機関との連携体制を整えます。

【取り組み】

◆市民生活の安全に関する意識の高揚を図るとともに、生活安全に寄与する地域の自主的な活動を支援します。

◆学校等と連携して、学校安全ボランティア、学区安全推進会議、地域学校安全指導員等による巡回指導等の活動を支援します。

◆交通事故防止の推進を図るため、警察、交通安全協会の協力を得て、交通安全運動や講習会を通じ意識の高揚を図ります。

◆消防署と消防団の連携を軸にして防災・消防対策を推進します。更に、平成２０年に組織された防災・安心地域委員会による自主防災活動の推進を支援します。

（４）災害時要援護者の支援体制づくり

【対応が求められていること】

◆災害時に、地域の支援のもと、要援護者が安全に避難できること。

【基本的な方向】

◆要援護者を発見する機能を充実します。

◆個人情報保護に配慮しつつ、要援護者に関する情報を関係者で共有します。

◆災害時の支援体制を構築します。

【取り組み】

◆民生委員・児童委員、社会福祉協議会、防災・安心地域委員会、行政機関等の連携により、要援護者の把握に努めます。

◆要援護者情報の共有を図るため、関係機関間の情報共有方法を検討します。

◆要援護者情報について、個人情報保護を徹底させるための仕組みづくりを検討します。

◆関係機関と調整を行い、災害時の要援護者の安否確認、避難、救援のための支援体制づくりを検討します。

第５章　計画の推進

第１節　計画の推進体制

１　市民参加による計画の推進

あきる野市は豊かな自然と歴史に育まれた温かい地域社会と、人と人とがお互いに助け合う風土があります。あきる野市のこのすばらしい風土をいかし、地域保健福祉の担い手となる市民との協働を図りながら、本計画に描かれた様々な施策を展開していきます。

２　関係機関及び団体との連携・協働

保健福祉のまちづくりを進めるには保健、医療、福祉、教育等の関係機関をはじめ、町内会・自治会、社会福祉協議会など地域で活動する団体、ボランティア団体や市民活動団体、サービス事業者等の連携と協働が必要です。すでに構築されているネットワークをいかし、更に各分野間の連携強化を図り、保健福祉のまちづくりを推進します。

３　人材の養成・確保

地域保健福祉を進めていくためには、行政はもとより各分野で専門的な知識・技術を有する人材を養成・確保していくと同時に、広く地域で活動を行うボランティア、市民活動団体等を育成していくことが大切です。

専門的な知識・技術を有する人材の養成・確保については、東京都や関係機関と連携を図り、専門研修の実施や必要な情報の提供等を進めていきます。

また、社会福祉協議会などと協力して、幅広く地域保健福祉を担う人材の育成を推進していきます。

第２節　計画の公表・評価

地域保健福祉計画は市民が主役の計画です。計画は、市のホームページやあらゆる機会を通じて公表に努めます。また、施策の進捗状況等については、行政評価システムにより、把握、評価をしていきます。